

日本言語政策学会 第23回研究大会

(2021年6月、オンライン、協力：神田外語大学)

パネル発表：SDGsと言語政策

—地方自治体の多文化共生政策としての多言語対応を考える—

本研究は、①JALP 多言語対応研究会、②筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」、③JSPS 基盤研究 (C) 課題番号 (20K00770) ・ (19K34567) の助成による研究成果の一部である。

SDGs と地方自治体の多言語対応

白山 利信

筑波大学人文社会系長・NipCA 実務責任者
文部科学省受託事業「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業
(CIS [中央アジア・コーカサス] 地域)」責任者

本報告書は、2021 年 6 月 12 日（土）に日本言語政策学会第 23 回研究大会（協力：神田外語大学、オンライン）のパネルセッション企画として、JALP 多言語対応研究会代表の白山が中心者として企画・組織し、実施した発表内容を文字起こしして刊行物にしたものである。2021 年 6 月は、新型コロナウイルス COVID-19 の世界的流行の只中で、日本社会も人々の物理的移動と接触が厳しく制限されていた時期である。それでも国内学術・教育の歩みは決して止まることはなく、オンライン形態という、それまで馴染みのない方法を駆使したダイナミックな活動が展開された。それから 4 年近くの月日が流れた現在、大学では状況とニーズに合わせてオフライン（対面）とオンライン（同時双方向）を組み合わせた活動が完全に常態化し、隔世の感がある。

当該のパネルセッション 1 のテーマは、「SDGs と言語政策—地方自治体の多文化共生政策としての多言語対応を考える—」である。発表者（所属と役職は発表当時のもの）の順番と題目は、以下のとおりである。

司会者・討論者：

白山利信（筑波大学人文社会系教授、JALP 多言語対応研究会代表）

発表者・討論者：

【趣旨説明】

1. 白山利信（筑波大学人文社会系教授）

【総論】

2. 白山利信（筑波大学）「SDGs の達成に貢献する言語政策—地方自治体の「共生計画」としての多言語対応—」

【各論】

3. 森 祐介（つくば市 政策イノベーション部長）「SDGs 未来都市つくばにおける行政サービスの多言語対応」

4. 澤田浩子（筑波大学人文社会系准教授）「多文化共生時代の教育における共創と循環—茨城県グローバル・サポート事業の事例から—」

5. 山川和彦（麗澤大学大学院言語教育研究科教授、日本言語政策学会会長）「SDGs 未来都市と自治基本条例に見る言語現象—ニセコ町と石垣市を事例として—」

このパネルセッションの目的は、国連が推進する SDGs の理念・目標を、日本市民及び外国市民のグローバルシチズンシップ・アイデンティティーを育成するための有効な触媒と考え、地方自治体の多文化共生施策を SDGs という文脈で捉え直すことで浮き彫りになる、新しい言語政策の役割と意義を検討することにある。

白山は、特に国家や地域という枠組みを超えた「グローバルシチズンシップ」という観点から自身の提唱する「共生計画（共生言語政策）」としての多言語対応を SDGs の取り組みと位置付けることで、多言語対応に携わる日本人市民と外国人市民の両者が、地域社会の一員という帰属意識と地球社会の一員という帰属意識の双方を育む契機となることを指摘した。

森祐介氏は、SDGs 未来都市（第一期）に選定されているつくば市が 2018 年 2 月に SDGs の「誰一人取り残

さない」との理念に基づく SDGs の達成目標を市行政の根幹（最上位）にすでに制度として位置付けていること、また「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現に向けて具体的に取り組みを進めていること¹、さらに同市の外国人市民の現状を踏まえて、「つくば市グローバル化基本指針」に基づく多種多様な多言語対応施策（相談窓口、消防窓口、医療通訳、広報誌、ホームページ、SNS、多言語ポータルアプリ等）の取り組みについて詳細に紹介され、課題と展望等についても言及された。

澤田浩子氏は、SDGs の目標 4 の「質の高い教育をみんなに」という活動理念を踏まえ、茨城県で暮らす日本語指導が必要な小中学校の外国人児童・生徒に対する教育活動の取り組み、特にオンラインを活用した取り組みの現状と課題を紹介し、さらにそれらの課題解決・改善のために、大学と市と県の三者が緊密に連携・協力して体制を組んだ地域ネットワークを構築する重要性を強調された。

山川和彦氏は、SDGs 未来都市で、日本有数の観光都市である北海道ニセコ町と沖縄県石垣市を事例として、行政の方針としての自治基本条例等を比較対照し、かつフィールドワーカーの視点を活かしながら、当地の、独自で多様な言語使用状況や外国人市民に対する行政上の対応の相違点等をわかりやすく整理・考察された。

本パネルセッションの各発表と討議の内容をあらためて確認してみた。情報としては部分的に多少古くなってしまった感は正直否めない。しかし、同時に各発表者が当時種々の文献や実地調査による情報や文献資料等を集め、論点等を明確に整理し、真剣に考究した内容の質は、まったく古びていない。むしろ普遍的な価値を持つ部分が際立っているように思われる。

本パネルセッション実施後、世界情勢（ウクライナ戦争、イスラエル・ガザ戦争、トランプ大統領による米国第一主義政策への転換、中国の超大国化と覇権的傾向等）や国内情勢（安倍首相の暗殺を契機とする国内政治の劇的な変化、超少子化の加速等）が大きく変わってしまった現在の社会状況は、とりわけ国際政治の舞台から SDGs の話題を大きく後景化させているかに見える。しかし、SDGs の理解は、少なくとも日本では、新学習指導要領に SDGs の理念が組み込まれ、授業活動に入っている学校教育を基盤にして、若者層を中心に着実に深まり広がっている。企業においても、ESG の取り組みが数年前と比べて深化している。その意味で、SDGs の動きを後退させるような、いかなる国際情勢や国内情勢の変化があろうとも、「誰一人取り残さない」という究極のヒューマニズム、包摂主義を掲げる SDGs の理念を心あるあらゆる組織・団体と個人が堅持しなければならない。地方自治体にあつては、その行政の枠組みの中で、SDGs に係るすべての施策とともに、その理念を帯びている多言語対応の施策の質をできる範囲で高めていくことが求められる。

本書は、筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト（NipCA）」の助成を受けて刊行されたものである。本プロジェクトに日頃より温かいご支援とご助言を頂戴していている、日本財団の笹川陽平会長、森祐次常務理事、有川孝国際事業部長、勝俣創介国際事業部チームリーダー、同事業部の松尾雅子氏に対して、衷心より感謝申し上げる。

最後に、諸事情から本パネルセッションの発表内容の刊行に 4 年近い月日がかかってしまったことについて、登壇された先生方に深くお詫び申し上げたい。

¹ 同構想は、2022 年 4 月に「スーパーシティ型国家戦略特別区域」として正式に指定され、構想の具現化に向けた取り組みがすでに行われている。

5 日本の在留外国人数の増加見通し

- 改正入管難民法が2019年4月1日に施行、在留資格の大幅な緩和の実現
- 現在コロナ禍で在留外国人数の増加が鈍化 → 中長期的には加速化する可能性
- 新設された資格：特定技能（14職種：建設業、造船船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、素材産業、産業機械製造業、電子機器関連産業）
- 特定技能1号＝日本語と技能に関する試験に合格
 - 在留最長5年
- 特定技能2号＝1号よりも高度な日本語と技能試験に合格
 - 更新制で長期滞在可、配偶者・子供の帯同可
- 永住者資格や日本国籍の取得が増える可能性

在留外国人に対する
日本語教育と母語保障の必要性

問題意識1
「日本国民」という国民意識への収斂 → 不十分

一方的な社会統合は目指すべき方向とは言えない

↓

外国人住民自身のアイデンティティーに配慮した社会統合

↓

日本社会と地域社会に対するアイデンティティー形成

例1 日本国民であると同時に特定の特定の地域住民（市民）である
例2 日本国民であると同時に特定の特定の地域住民（市民）である
例3 日本国民ではないが、ある特定地域の地域住民（市民）である

郷土愛
地元愛

問題意識2
日本社会の構成員が変化していく可能性 → 高

異なる文化的・言語的ルーツを持つ外国人住民の定住化

↓

日本国籍取得者、永住権取得者の増加

↓

日本社会の構成員としての社会統合 → 課題

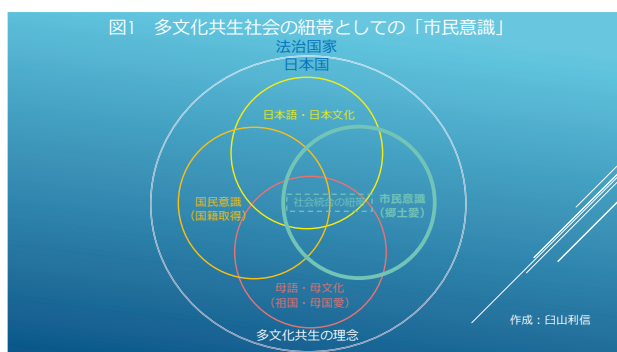
問題意識3
予想される社会統合の厳しい現実

人間の世界：

- ①異なる価値観が無数に存在する世界
- ②多文化が共存する世界
- ③異なる文化同士が直接・間接に触れ合う世界

↓

多様な反応



予想される社会統合の厳しい現実

文化間接触による結果の可能性：

①文化理解	→ 対話・理解	併存
②文化的無関心	→ 非干渉・没交渉	
③文化衝突	→ 反目・衝突	

社会統合の真価が問われる

います。あくまでも法治国家という社会形態の中で、多文化共生の理念に基づいて、マジョリティーの市民（日本人）とマイノリティーの市民（在留外国人）が、同じ市民として共に生きていくという姿勢が重要だと思います。

そして、「日本国民」という単純な国民意識への収斂では不十分である、一方的な社会統合は目指すべきではないと考えています。外国人住民自身のアイデンティティーに配慮した社会統合を目指すべきであると思っています。要するに、日本社会に対するアイデンティティー形成、地域社会に対するアイデンティティー形成、そして、外国人の方が持つそれぞれのルーツに対するアイデンティティー形成の三つを保障するような方向の統合というものが目指されるべきではないかと考えております。

しかしながら、予想される社会統合の厳しい現実というものがあります。人間の世界は、価値観が無数に存在する世界です。多文化が共存する世界でもあります。共

存するどころか、衝突する世界でもあります。異なる文化同士が触れ合う世界ということになります。

文化が触れ合うことでさまざまな反応というものが生じてくるわけですが、文化間接触による結果の可能性としては、文化理解、文化的無関心、文化衝突といった三つの反応が大きく考えられるわけです。社会の中では、この文化理解、無関心、衝突が併存していくであろうと思います。この中で、社会統合の調和、社会統合をどうしていくのかという点に、日本社会の真価が問われるわけです。

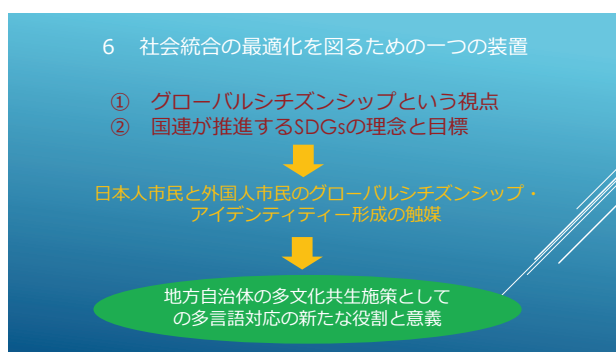
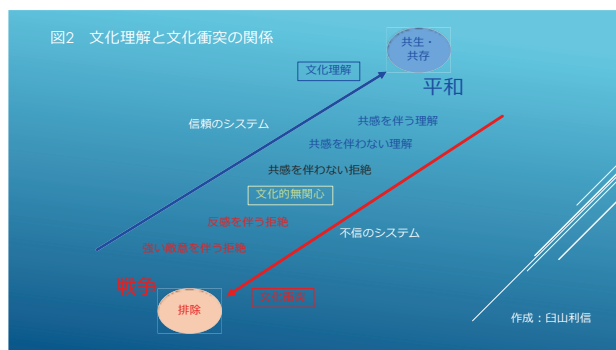
文化理解と文化衝突の関係は、いわば裏表です。信頼のシステムが働けば文化理解の方向へ行き、共生・共存、平和ということで、安定した社会になっていくわけですが、逆に不信のシステムが働くと、文化衝突、排除、紛争、究極的には戦争といったところまで発展しかねない。そういうものを孕んでいるわけです。社会としては、この不信のシステムが働かないように、信頼のシステムが

働くよう促す、文化理解の方向を目指すということになるわけです。

この文化理解と文化衝突の関係の中で、社会統合というものをいかに最適化していくかというのが非常に重要なわけです。その中で、この最適化を図るための一つの装置として注目したいのが、「グローバルシチズンシップという視点」と、「国連が推進するSDGsの理念と目標」の二つです。本パネルでは、国連が推進するSDGsの理念と目標を、日本市民および外国人市民のグローバルシチズンシップ・アイデンティティーを育成する有効な触媒であると考えて、地方自治体の多文化共生施策としての多言語対応をSDGsという文脈で捉え直すことで見えてくる、新しい言語政策の役割と意義というものを探りたいと考えております。

以上がパネルの趣旨説明です。こちらが趣旨説明の参考文献です。

それでは、報告のほうに移ります。まず白山からは、



▶ 参考文献

- ▶ 白山利信 (2019) 「多文化共生の理念と言語政策—日本社会の多文化・多言語化への道のりを想定して—」 (移民政策学会 2019年年次大会、2019年5月25日 (土)、立教大学池袋キャンパス、14号館D201、配布資料)。
- ▶ 白山利信 (2018 a) 「東京2020大会と国・自治体の言語政策を考える—「おもてなし」としての豊かな言語サービスを実現するために—」 『日本言語政策学会 第20回記念研究大会 予稿集』、16~18頁。
- ▶ 白山利信 (2018 b) 「日本社会の言語教育における「節英」教育の可能性を探る」 『日本言語政策学会 第20回記念研究大会 予稿集』、94~96頁。
- ▶ 白山利信 (2018 c) 「多言語社会と言語政策」 (2018年度 茨城大学人文社会科学部開設科目、講義資料、未公表)。
- ▶ 蟹江憲史 (2020) 『SDGs (持続可能な開発目標) 』中公新書。
- ▶ 南 博・稲場雅紀 (2020) 『SDGs—危機の時代の羅針盤』 岩波新書。

▶ 本研究は、①JALP多言語対応研究会、②筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」、③JSPS 基盤研究 (C) 課題番号 (20K00770) ・ (19K34567) の助成による研究成果の一部である。

「SDGsの達成に貢献する言語政策—地方自治体の『共生計画』としての多言語対応—」という題目で発表いたします。

本発表では、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、SDGsの理念と目標、そしてその達成のための取り組みを、日本人市民および外国人市民のグローバルシチズンシップ・アイデンティティーの涵養に資する触媒とみなし、地方自治体の言語政策である「共生計画」としての多言語対応の新しい役割と意義について検討したいと思います。

現在、世界では、例えば気候変動、自然災害、食料、そして現在のCOVID-19である感染症の拡大、経済問題、紛争、ジェンダー・格差、エネルギー問題等々、一国では解決できない地球規模の課題が山積し、深刻の度合いを増しています。

繰り返しになりますが、2015年9月に、国際連合に加盟する193カ国が、地球規模課題を解決するために、国連サミットにおいて、Sustainable Development Goalsと称する、2016年から2030年までの15年間に達成を目指す17の目標を採択いたしました。

皆さんもご存じのとおりです。具体的には、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなに、そしてク

SDGsの達成に貢献する言語政策
—地方自治体の「共生計画」としての多言語対応—

白山 利信 (筑波大学)

2021年6月12日 (土)
日本言語政策学会 第23回研究大会
オンライン開催
協力：神田外語大学

1 はじめに

2 地球規模課題の深刻化

- ①感染症（COVID-19の拡大、2020年以降）
- ②気候変動
- ③自然災害
- ④食料問題
- ⑤経済問題
- ⑥戦争・紛争
- ⑦ジェンダー・格差
- ⑧エネルギー問題 など

3-2 SDGs の3つの優れた特徴

- ①先進国を含む全世界の国々が対象
- ②主体者は国、自治体、企業、教育機関、法人・団体、そして個人
- ③「誰一人取り残さない」という究極のヒューマニズム

3-1 SDGsについて

経緯：

2015年9月に国際連合に加盟する193カ国が、地球規模課題を解決するために、国連サミット（国連本部、ニューヨーク）で、Sustainable Development Goals（略称SDGs）と称する、2016年から2030年までの15年間に達成を目指す17の目標を採択した。

4-1 「共生計画」とは何か

「共生計画」とは、言語的マジョリティではなく、言語的マイノリティー優先の視点に立った言語政策の領域を示す概念である。（臼山 2019a, 2019b）



リーンに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「12 つくる責任、使う責任」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」という17の目標です。あえて読ませていただきました。この一つ一つの目標はさらに細分化され、全体として169のターゲットが設けられております。

このSDGsには、三つの非常に優れた特徴があると私は考えております。まず一つ目は、SDGsの前身とも言うべき国連のミレニアム開発目標が開発途上国のみを対象としていたのに対して、SDGsは開発途上国のみならず、先進国を含む全世界の国々を対象としているという点です。この17の目標、169のターゲットを掲げたSDGsは、人類史上、歴史的に類例を見ない、ま

さに全人类的な合意に基づく採択といえます。これは恐らく、首脳たちが地球環境の限界を認識して、全人类的な団結と協力による地球規模課題の解決なくして、もはや地球自体の持続性を望めないということを実感し、理解している証左だとも思われます。

二つ目の優れた特徴は、SDGsに取り組むべき主体が国家に限定されていないという点です。SDGs達成に責任を持つことを、国のほか、地方自治体、企業、教育機関、法人・団体など、そして個人に至るまで求められているということです。

そして、三つ目の優れている点は、「誰一人取り残さない」という究極のヒューマニズムを基本理念としている点です。不平等と格差が地球規模で広がっている現代社会において、これほど一人一人の胸に深く響く理念はないのではないのでしょうか。

次に、言語政策の一領域としての「共生計画」について言及したいと思います。

従来の古典的な言語政策の三つの領域、すなわち、社会における言語の法的地位を定める地位計画、社会における共通語としての標準語を整備する実体計画、社会において特定の言語の習得を組織的に推進する習得計画ですが、これらは多くの場合、言語的マジョリティーを対象とする理論的な枠組みでした。

そのため、図1のように、言語的マイノリティーを対象とする言語政策課題というのはマジョリティーの言語政策課題の影に埋没してしまうという構造、後景化す

4-2 言語政策の4つの領域

- ▶①地位計画（政策）Status Planning/Policy
- ▶②実体計画（政策）Corpus Planning/Policy
- ▶③習得計画（政策）Acquisition Planning/Policy
- ▶④共生計画（政策）Diversity Planning/Policy

言語的少数派優先の視点

白山の提案

言語的多文化共生政策

4-3 「共生計画」の対象

①言語的マイノリティーのための地位計画

- ・危機言語の存続に係る法的規定
- 例、アイヌ語、八重山語、与那国語、奄美語、国語語、沖縄語、豊後語、八丈語等
- ・マイノリティーの言語権の法的規定
- 例、手話、在留外国人の子どもの母語保障等

②言語的マイノリティーのための実体計画

- ・共通語ではないマイノリティー言語の標準語化
- 例、危機言語の言語的記録（語彙・文法・言語資料の記録・収集等）、手話言語の標準語化等

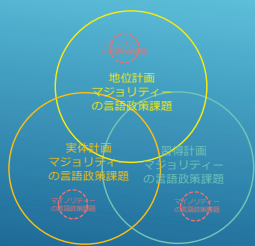
③言語的マイノリティーのための習得計画

- ・外国人児童および生徒に対する日本語教育の改善・強化
- ・外国人児童および生徒に対する母語教育の実施
- ・手話教育の改善・強化
- ・点字教育の改善・強化
- ・生涯学習における定住外国人に対する日本語教育の改善・強化

④3つの言語政策領域に入らないもの

- ・外国人に対する多言語対応（言語サービス）

図1 マイノリティーの言語政策課題の後景化構造

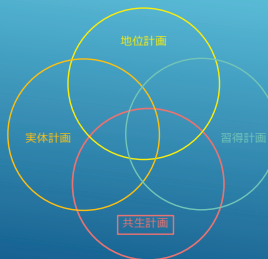


作成：白山利信

5 多文化共生とは何か

- ▶多文化共生とは、当該国家・社会において異なる文化的背景を持つ者が異文化を理解する意義を認容し、人間や文化の多様性を極限まで尊重する精神をもって生活していくことである。（白山 2019）

図2 4つの言語政策領域の関係図



作成：白山利信

るという構造を常に抱えていました。

そこで、既存の発想を転換して、地位計画、実体計画、習得計画といった従来の枠組みにおいて後景化していた政策課題、マイノリティー言語の法的地位、マイノリティー言語の標準語化、マイノリティーのための言語教育、マイノリティーのための多言語対応を、図2のように「共生計画」という枠組みによって統合して、マイノリティーのための言語政策課題の全てを一つの枠組みとして前景化することを提案したというわけです。

従って、この「共生計画」の枠組みには、言語的マイノリティーのための地位計画、言語的マイノリティーのための実体計画、言語的マイノリティーのための習得計画が入っておりますが、さらに、この三つの領域に入らない言語的マイノリティーのための言語に関する施策というものが対象になります。例えば、日本社会という文脈では、地位計画の政策課題では危機言語の保全に係る法的規定、そして、マイノリティーの言語権の法的規定

もそうです。そして、実体計画の政策課題では、共通語ではないマイノリティー言語の標準語化などが対象になります。また、習得計画の政策課題には、外国人児童および生徒に対する日本語教育の改善・強化、それから母語教育の実施、手話教育の改善・強化、点字教育の改善・強化といったものが入ります。そして、生涯学習における定住外国人に対する日本語教育の改善なども、この「共生計画」に入ります。三つの領域に入らないものがあり、それが多言語対応言語政策です。これも「共生計画」の中に入るといことになります。

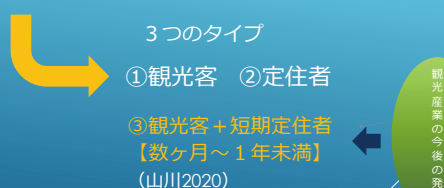
次に、「多文化共生とは何か」という定義です。これは、「当該国家・社会において異なる文化的背景を持つ者が異文化を理解する意義を認容し、人間や文化の多様性を極限まで尊重する精神をもって生活していくことである」と考えております。

続いて、多言語対応とは何かということですが、多言語対応とは「日本社会の中で外国人に理解できる言語

6 多言語対応とは何か

多言語対応とは、日本社会の中で、外国人に理解できる言語（やさしい日本語を含む）を用いて必要な情報を提供することである。（臼山 2018a）

外国人に対する多言語対応



（やさしい日本語を含む）を用いて必要な情報を提供することである」と考えております。

生活者としての在留外国人に対する多言語対応というのは、特に日本語でのコミュニケーションに困難を抱えている場合、暮らしの質に大きな影響力を持ちます。異なる言語・文化的背景を有する在留外国人が一市民として暮らしやすい、また働きやすい環境を整えることが、国や自治体の多文化共生施策となるわけです。従って、言葉の壁を克服するための言語コミュニケーション支援こそが最優先課題となり、まさにここに多言語対応の意義があります。

ちなみに、多言語対応の対象となる在留外国人は、三つのタイプに分類されます。すなわち、観光客としての外国人、定住者としての外国人市民、そして、観光客と定住者の中間的な外国人の存在、リゾートの長期滞在型の外国人です。当然のことですが、それぞれのタイプによって多言語対応のニーズの内容が異なってきます。

7-1 グローバルシチズンシップ育成の基盤としてのSDGsの取り組み

地方自治体としてのSDGsへの取り組み

日本人市民と外国人市民のグローバルシチズンシップアイデンティティ育成の触媒として機能

地方自治体の多文化共生施策としての多言語対応がSDGs課題になる

新しい言語政策の役割と意義

7-2 グローバルシチズンシップとは何か

「誰一人取り残さない」というSDGsの根本精神に立つとき、多言語共生という社会統合の観点から、地方自治体の言語政策である「共生計画」、特にその中の中心的施策である多言語対応は、より大きな社会的意義を持つことになります。なぜならば、自治体の多言語対応を含む「共生計画」をSDGsの取り組みと位置付けることで、事業そのものが地域社会の課題解決に向けた取り組みであるという意義のほかに、地球全体の持続可能な開発目標に直結した取り組みであるという新たな役割と国際貢献という意義を持つためです。多言語対応に携わる当事者自身の中で、地域社会の課題解決が地球社会の課題解決にもつながっていくという発想の転換が起こるわけです。いわば、ミッションの新しい質的な展開が生じるということです。

次に、グローバルシチズンシップとは何かということですが、グローバルシチズンシップとは、「個人が特定の国や地域の国民であり、かつ市民であることを深く自覚しながら、同時に、国籍や市民としての地位を超えた理念的観点から、多様な国籍や市民が暮らす世界全体を一つの仮想社会（地球社会）とみなし、その一員であることを強く認識して生きる姿勢である」と考えます。

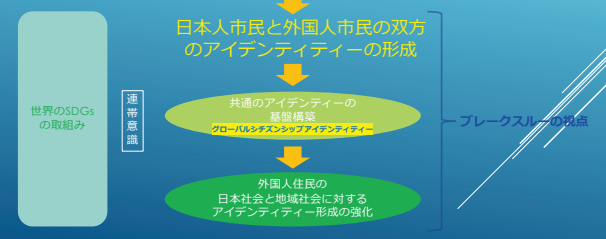
世界193カ国の首脳が決議した17のSDGsの目標は、まさに仮想社会としての全世界、すなわち「地球社会」が実現すべき目標となっています。さらに、「地球社会」に暮らす一人一人がその解決と改善に関わる設計になっているということも、見逃すことはできません。地

グローバルシチズンシップとは、個人が特定の国や地域の国民であり、かつ市民であることを深く自覚しながら、同時に、国籍や市民としての地位を超えた理念的観点から、多様な国籍や市民が暮らす世界全体を一つの仮想社会（地球社会）とみなし、その一員であることを強く認識して生きる姿勢である。

（臼山利信 2021）

7-3 グローバルシチズンシップ・アイデンティティの形成

国家や地域の枠組みを超えたグローバルシチズンシップという視点（一段階高次の理念＝メタ認知）



193カ国の首脳が決議した17のSDGs目標：

- ①仮想社会としての全世界、すなわち、「地球社会」が実現すべき目標である
- ②「地球社会」で暮らす一人一人が、その解決と改善に関わる設計になっている

地球規模課題を自分自身の問題とする意識・姿勢

グローバルシチズンシップ・アイデンティティ形成の理念と合致

日本人市民と外国人市民におけるグローバルシチズンシップ・アイデンティティの形成

（自分）から（世界）へ（ふるさと）から（世界）への意識

日本人市民の在留外国人市民に対する排他的意識の緩和・軽減

健全な社会統合の基盤の構築

球規模課題を自分自身の問題とする意識、姿勢というものがあるわけです。これはまさに、先ほど定義したグローバルシチズンシップのアイデンティティ形成の理念と合致すると考えられます。

地方自治体の「共生計画」をSDGsという文脈で捉え直すことで、つまり、国家や地域という枠組みを超えたグローバルシチズンシップという視点から「共生計画」としての多言語対応を捉え直すことで、多言語対応に関わる日本人市民と外国人市民の双方に、地域社会の一員という帰属意識に加えて、地球社会の一員であるという帰属意識の萌芽が生まれると考えられるわけです。

さらに、世界中で実践しているSDGsへの取り組みとの連帯意識というものが芽生え、それが次第に定着していく。この連帯意識こそが、グローバルシチズンシップの紐帯となるわけです。そして、外国人市民の日本国民・市民への一方的な同化ではなく、日本人市民と外国人市民の双方が歩み寄るという視点からのアイデンティティ形成を実現できるのではないかと考えるわけです。

このコペルニクスの発想の転換は、多文化共生社会の構築を時として妨げている日本人住民の在留外国人住民に対する排他的意識を緩和・軽減させる、あるいは失わせる鍵となる可能性があります。つまり、外から内、よそ者から仲間内への転換が起こるのです。このグローバルシチズンシップの意識形成が日本人住民と在留外国人住民の双方に自然なかたち形で生じていけば、健全な社会統合基盤の構築に寄与できるのではないかと推測し

8 結びにかえて

ています。

少し論点が外れてしましますが、個人によるさまざまな立場やレベルでのSDGsへの取り組みの過程で、グローバルシチズンシップ・アイデンティティの形成が世界的な広がりを見せたときには、国内外のさまざまな利害衝突の緩和や改善にもつながるのではないかと。ひいては、極端な地域至上主義や自国至上主義、民族至上主義の志向性を弱める心理的な効果、あるいはそれを回避する心理的な効果を生むのではないかと考えております。

結びに、昨年来続いている新型コロナウイルス、COVID-19のパンデミックがいまだに猛威をふるっております。フランスのAFP通信によりますと、2021年6月11日現在、これまでに世界で感染した人数が少なくとも1億7,476万2,040人に上り、死者数も377万5,362人に達しました。この国境を越えたコロナ禍で感染した人、そして命を落とした人に対して、全人類的な共苦と同情を多くの人が感じています。私自身も深く感

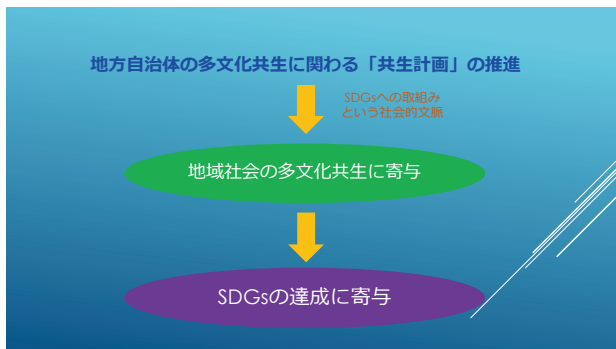
じております。

現在、全人類の共通目標としての COVID-19 の克服という意識を、図らずも個人一人一人が実感として持つという、希有な体験をしております。この人類全体の共通目標に向き合う個人としての感覚が、同様に SDGs にも将来起こるのではないかと直感しています。

その中で、地方自治体の多文化共生に関わる言語政策としての「共生計画」の推進は、SDGs への取り組みという社会的文脈において、地域の多文化共生に寄与すると同時に、地球社会を念頭に置いた SDGs の達成にも貢献することができるものと確信しております。

以上が私の第一報告になります。こちらが参考文献です。ご清聴ありがとうございました。

続きまして、第二報告者の森先生にバトンタッチしたいと思います。森先生、よろしくお願いいたします。



▶ 参考文献

- ・白山利徳 (2021) 「SDGsの達成に貢献する言語政策—地方自治体の「共生計画」としての多言語対応」『日本語政策学会 第23回研究大会 予稿集』。
- ・白山利徳 (2019 a) 「多文化共生の理念と言語政策—日本社会の多文化・多言語化への道のりを想定して—」(移民政策学会 2019年年次大会、2019年5月25日(土)、立教大学池袋キャンパス、14号館D201、配布資料)。
- ・白山利徳 (2019 b) 「言語政策と日本社会の多言語対応—「共生計画diversity planning」という理論的枠組みの提案—」『日本語政策学会 第21回研究大会 予稿集』、101~103頁。
- ・白山利徳 (2018 a) 「東京2020大会と国・自治体の言語政策を考える—「おもてなし」としての豊かな言語サービスを実現するために—」『日本語政策学会 第20回記念研究大会 予稿集』、16~18頁。
- ・白山利徳 (2018 b) 「日本社会の言語教育における「簡英」教育の可能性を探る」『日本語政策学会 第20回記念研究大会 予稿集』、94~96頁。
- ・白山利徳 (2018 c) 「多言語社会と言語政策」(2018年度 茨城大学人文社会科学部開設科目、講義資料、未公表)。
- ・繁江恵史 (2020) 『SDGs (持続可能な開発目標)』中公新書。
- ・南 博・稲場雅紀 (2020) 『SDGs—危機の時代の羅針盤』岩波新書。
- ・山川和彦 (2020) 『観光言語を考える』くろしお出版。

▶ 本研究は、①JALP多言語対応研究会、②筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」、③JSPS 基盤研究 (C) 課題番号 (20K00770) ・ (19K34567) の助成による研究成果の一部である。

ご清聴ありがとうございました。

森祐介 (つくば市 政策イノベーション 部長) よろしくお願いたします。茨城県つくば市で政策イノベーション部長をしております森と申します。本日はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。今日は「SDGs 未来都市つくばにおける行政サービスの多言語対応」というタイトルで、つくば市のさまざまな多言語のこれまでの取り組みと、それから、まだまだ不十分な点がございまして、これからどのようにしていこうと考えているかということについてお話ししたいと思います。

こちらはつくば市の駅前の風景です。関東平野が広がっておりまして、奥のほうに筑波山が見えます。緑が豊かで、また、ロケットの模型なども見えますが、このように科学技術都市としての一面が垣間見えます。

本日は三つのお話をしたいと思いますが、まず一つ目はつくば市の現状・課題です。これは外国人対応というところに限らず、つくば市全体としてどのような課題を認識しているかということをお話ししたいと思います。二つ目に、SDGs が2015年に採択された後、つくば市ではかなり早い段階で取り組んできましたので、このあたりのお話をしたいと思います。三つ目に、今、つくば市は、内閣府が募集しているスーパーシティという国家

SDGs 未来都市つくばにおける 行政サービスの多言語対応

2021年6月12日@日本語政策学会第23回研究大会

つくば市 政策イノベーション部長
森 祐介



本日の内容

- ・つくば市の現状・課題
- ・SDGsに関するつくば市の取組
- ・つくばスーパーサイエンスシティ構想における行政の多言語対応

3

茨城県 つくば市

- 市の人口 年間約3,500人増

245,958人 (2021年1月1日現在)

10,000人 在留外国人 (135の国と地域)

- 科学のまち

150 研究機関の数

20,000人 研究関係者の数

8,000人 博士号の数



5

本日の内容

- ・つくば市の現状・課題
- ・SDGsに関するつくば市の取組
- ・つくばスーパーサイエンスシティ構想における行政の多言語対応

4

戦略特区に手を挙げており、その国家戦略特区の枠組みの中でどのような多言語対応を行おうとしているのかということについてお話ししたいと思います。この中で、外国人の現状やこれまでのつくば市の取り組みについてもお話ししたいと思います。

まず1点目、つくば市の現状・課題です。

つくば市は、今、人口が約24万6,000人となっています。いろいろな地方自治体が人口減・少子高齢化という課題に直面している中で、実はつくば市は非常に恵まれており、毎年人口が3,500人ぐらいずつ増えています。主な要因としては、秋葉原からつくばまで45分で結ぶつくばエクスプレスが15年前にできたのですが、現在、その沿線の住宅開発が急速に進んでおり、ここに子育て世代・若い世代が非常に多く流入してきているという状況が挙げられます。それから、在留外国人が約1万人おりまして、135の国と地域から来られているというところが非常に特徴的な点です。

また、科学のまちとして知られており、研究機関が官民合わせて約150、研究に従事している方が2万人ということで人口の約1割弱です。そして、博士号の数も8,000人で、これは対人口比でいくと日本の平均の約10倍という高い密度となります。

このように人口の増加という意味では成功しているつくば市ですが、一方でさまざまな課題があります。一つ目が、周辺地区の高齢化、つくばエクスプレス沿線の子育て世代の急増という問題です。つくば市は、実は非常に土地の面積が広くて、274キロ平米という山手線内の土地の3倍ぐらいの面積があります。それで、市内の地域によっていろいろ状況が違ってきます。

先ほど、つくばエクスプレス沿線にはどんどん若い世代が流入してきているとお話ししましたが、一方で、筑波山の近くや南側の牛久沼に近い地域では高齢化がかなり進んでいます。例えば、南側の宝陽台は研究学園都市ができてからできた、その当時はニュータウンだった場所ですが、ここは高齢化率が55%を超えており、独居の高齢者数も市内でトップです。

一方で、つくばエクスプレス沿線に関しては合計特殊出生率が2を超え、高齢化率も4%ということで、非常に若い地域になっております。では、こういったところでは問題がないかといいますと、そうではありません。子どもの数が非常に増えていることから、沿線の学校、例えば小中一貫校で9学年ある学校では、もうすぐ3,000人、4,000人規模になります。つまり、1学年500人、16クラスぐらいになるのでしょうか。そのような学校が出てくるぐらい子どもの数が増えている地域もあって、このギャップが大きいということです。

二つ目は、つくば市は広く、しかも平野で可住面積も広いということで、道路の総延長は茨城県でも1位になっています。そのため移動を自家用車に頼らざるを得ないという交通網と道路事情があり、自家用車なしでは移動が困難という状況になっています。特にお年寄りや若い世代で車を持っていない方にとっては、移動が難しい状況があるということです。

三つ目はインフラの老朽化です。筑波研究学園都市の建設が1960年代以降徐々に進んできたのですが、一斉

つくば市の課題

- ・周辺地区の高齢化、つくばエクスプレス沿線の子育て世代の急増
- ・移動を自家用車に頼らざるを得ない交通網と道路状況
- ・インフラの老朽化
- ・多様な出身国からなる外国人の増加

6

本日の内容

- ・つくば市の現状・課題
- ・SDGsに関するつくば市の取組
- ・つくばスーパーサイエンスシティ構想における行政の多言語対応

7

に老朽化を迎えつつあります。もちろん、どんどん更新はしているのですが、予算も限られていますので、その辺が全て順調に進んでいるわけではないという事情があります。

それから、四つ目としては、多様な出身国からなる外国人の増加です。これは、今、課題のところに整理していますが、われわれとしては非常に歓迎すべきことで、むしろつくば市の非常に良い点だと考えております。これがまさに、つくばの素晴らしい多様性を生み出していると考えています。一方で、そうした135カ国から来られている方に対して、それぞれの言語で、例えば行政サービスが必ずしも十分に提供できていないという問題がありますので、それを課題と認識しています。

続きまして、SDGsに関するつくば市の取り組みについてお話ししたいと思います。つくば市では、2015年にSDGsというものが発表される前から、「誰一人取り残さない」という包摂性の考え方を市政運営の柱にしておりました。つまり、現世代のニーズも将来世代のニーズも共に充足する視点から、現世代の中でも、日本人も、昔から筑波地区にお住まいの方も、研究学園都市ができてから、50年ぐらい前から研究者として移られてきた方もそうですし、TX沿線に来られている方もそうですが、外国人の方も含めまして、そうした方々に幅広く寄り添うという考え方で市政運営をしてきました。この考え方がSDGsにぴったり合致するというので、つくば市は市政運営の中に、今までの考え方をベースとしてSDGsを前面に押し出すということを決定し、2030年をターゲットにしたSDGsによる持続可能なまちづくりというものを目指してきているところです。

SDGsに関してのこれまでの取り組みの実績ですが、まず2017年10月に、市議会議員および職員向けの勉強会を開催しました。私は、この当時は内閣府の科学技術部局にいたのですが、まだまだ政府でも、SDGsにつ

SDGsによる持続可能なまちづくり

現世代のニーズも、将来の世代のニーズも充足し、
つくば市を取り巻く課題に対応する必要



国連の持続可能な開発目標（SDGs）が目指す
「誰一人取り残さない社会」



2030年をターゲットに、
SDGsによる持続可能なまちづくり



8

いて知っている人は知っているけれども十分に知られていないわけではないという状況でした。各省庁も主に国際部門ぐらいが対応しているような状況でしたが、2017年の12月ぐらいにSDGsが大きく総理官邸でも取り上げられ、徐々に経済界にも広がっていったと私は認識しています。つくば市はその前から、こういった勉強会を開催していたということです。

そして、2018年には持続可能都市ビジョン公表ということで、SDGsフォーラムという大きなシンポジウムを開催しまして、ここで市のビジョンを正式に公表しています。その年に、内閣府により、茨城県で唯一、SDGs未来都市に選定されました。今年、追加で選定された自治体が茨城県内に一つございますが、それまでずっと茨城県で一つだったということです。

この選定に基づきまして、つくば市ではSDGs未来都市計画を策定しました。さらに、計画をつくって終わりということではなく、市民が自分事として、SDGs、世界のために何ができるかということを考えるための場所づくりとして、SDGsパートナーズというものを発足させました。団体、個人会員、非常に多くの方々によって構成されており、勉強会だけではなく、自ら自分で手を動かして地域課題を発見し、それを解決するためのア



持続可能都市宣言

2020年3月19日

- 一 魅力をみんなで創るまち
(共創都市)
- 一 誰もが自分らしく生きるまち
(包摂都市)
- 一 未来をつくる人が育つまち
(人材都市)
- 一 市民のために科学技術をいかすまち
(科学技術都市)

11

最上位の戦略「つくば市未来構想」「戦略プラン」

つくば市未来構想
2020▶2050

第2期つくば市戦略プラン
2020▶2024

“SDGsに基づき地域社会の経営に取り組み、経済・社会・環境の調和がとれた一体的な向上を果たすことで、将来にわたって質の高い生活をもたらす『新たな成長』につなげる必要があります”

10

本日の内容

- ・つくば市の現状・課題
- ・SDGsに関するつくば市の取組
- ・つくばスーパーサイエンスシティ構想における行政の多言語対応

12

クションを起こすということを、今、つくば市も支援しながら実施しているところです。

そして2020年、昨年度、議会で市長から持続可能都市宣言をいたしました。それから、昨年度、つくば市で最上位の計画としている未来構想の中にも、SDGsの考え方を全面的に反映させています。

スライド①の写真は、真ん中がSDGs未来都市に選定されたときのもので、左側が、市民が主体となりながらSDGsの取り組みを行うというワークショップの様子です。右側は、市の全ての課・室の窓口のところにある看板に、17の目標のうちどれが相当し得るかというロゴを出している様子です。これは押し付けではなく、各課・室から、自分たちはこういうところに寄っていきたいということを出してもらっています。

こちらが、昨年度策定しました市の最上位の計画であります「つくば市未来構想」と5年間の「つくば市戦略プラン」です。未来構想は2050年までの長期的なプランで、戦略プランは5カ年のものですが、この中にも、「SDGsに基づき地域社会の経営に取り組み、経済・社会・環境の調和が取れた一体的な向上を果たすことで、将来にわたって質の高い生活をもたらす＜新たな成長＞につなげる必要があります」だということで、SDGs

の理念を反映させています。

そして、持続可能都市宣言もしまして、「魅力をみんなで創るまち（共創都市）」「誰もが自分らしく生きるまち（包摂都市）」「未来をつくる人が育つまち（人材都市）」「市民のために科学技術をいかすまち（科学技術都市）」という四つの柱を掲げているところです。

続きまして、「つくばスーパーサイエンスシティ構成における行政の多言語対応」ということで、これまでのさまざまな取り組みとこれからの将来についてご説明したいと思います。

まず、スーパーサイエンスシティとは何かということですが、簡単に申し上げますと、今、先端的な技術を活用したまちづくりが世界でもどんどん行われており、こうした取り組みのことを一般の用語として「スマートシティ」と呼んでいます。日本政府はこのスマートシティを推進していますが、一方で、先端的な技術を生かそうと、例えばロボットが歩道を自動で歩いて荷物を搬送するということをしように考えたとき、今はそれが道路交通法によってできません。そうした規制緩和も一緒に自治体から国に求めることでそれを実現していきたいというのが国家戦略特区の考え方です。この国家戦略特区の枠組みの中にスマートシティ（先端技術を活

用したまちづくり)を位置付けましょうということ、その取り組みのことを「スーパーシティ」と政府は呼んでいます。

今、そのスーパーシティを内閣府が公募し、6～8月あたりに5自治体を選定・発表されることになっておりまして、全国から31の自治体の手を挙げています。つくば市も選ばれるといいと思っていますが、つくば市では、この取り組みに「つくばスーパーサイエンスシティ構想」という名前を付けています。研究学園都市ですので、さまざまな研究機関からどんどん出てくる新たな研究シーズ・研究開発成果の市民への還元や、市役所の意思決定を科学的に行うためのデータ分析、EBPMの推進ということを掲げています。

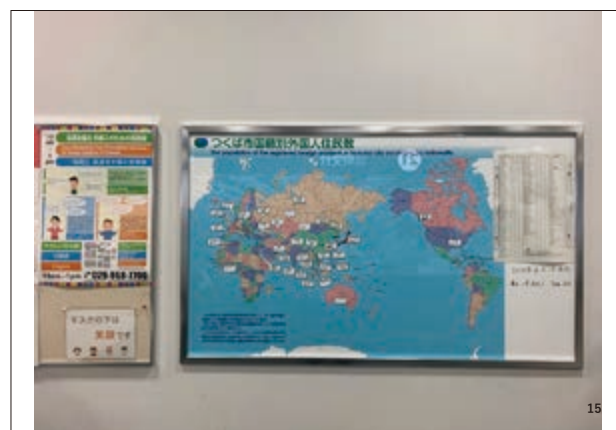
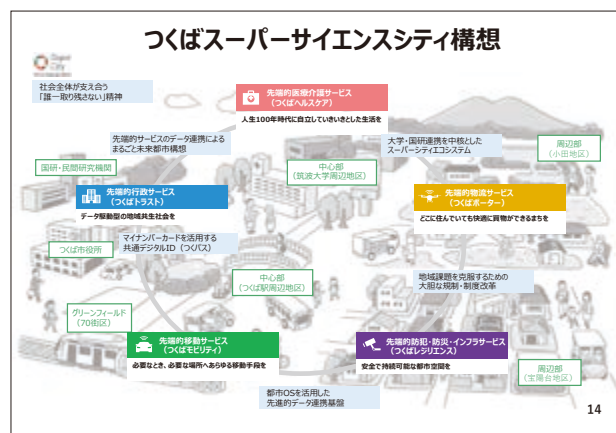
やはりこの中でも、何のためにスーパーシティを目指すのかということ考えたときに、単に科学技術をまちづくりに使ってみようというような技術ドリブンな考え方ではなくて、あくまでもその地域の課題・市民の困りごとが何かということ特定した上で、それを解決するために科学技術をツールとして使いましょうという考えで、このスーパーサイエンスシティ構想を進めています。この真ん中に書いてあることを理念に掲げまして、今、取り組みを進めているところです。

どのようなことを実施していくかということ、つくば駅やつくばエクスプレス沿線のような中心の地区、筑波大学のキャンパスそのもの、あるいは筑波山の近辺、南側の高齢化が進んでいる地域、こうしたいろいろな方が住んでいるところで、行政、医療介護、物流、防犯・防災・インフラ、移動の各分野において特徴的な取り組みを行っていくということを考えております。このうちいくつかについてご紹介したいと思います。

つくば市の外国人に関する現状です。つくば市役所本庁舎1階に掲げている大きなボードに、どのような国から何人ぐらい来られているかということが掲示されており、ここは市民の方がよく通るのでご覧になっている方も多くいらっしゃいます。地図上では全て表示されていません、右側にあるリストに全て詳細が書いてあります。

つくば市の外国人市民の人口の推移ですが、基本的には、東日本大震災以降、一時減少したものの、2012年以降は年々増加傾向にあります。2年前には過去最高の1万人を突破しまして、今はコロナの関係で減少に転じていますが、増加基調にあります。

それから、国籍別の外国人市民の状況ですが、中国が全体の3割を超えています。市民数の多い10カ国のう



ち、ブラジルを除いた9カ国がアジア圏の国々です。

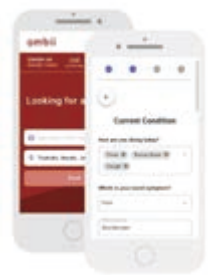
それ以外の分析としては、例えば在留資格で言うと、技能実習での移住者が最近では増加しています。それから年代別で見ると、20代、30代が半数以上を占めていて、65歳以上は非常に少ないということがあります。

つくば市のこれまでの取り組みですが、市役所の中に「つくば市外国人相談窓口」を開設しています。つくば市ではグローバル化基本指針というものを平成28年に作っておりまして、これに基づいてさまざまな取り組みを行っていますが、今、13言語で同時通訳、タブレットで通訳の方が出てきて対応してもらえるようになってい

つくば発スタートアップとの連携

多言語対応医療プラットフォーム

- つくば発スタートアップ、Ambii社と連携。
- 外国人が多言語（14か国語※）で
 - ① 医師検索
 - ② 医療相談
 - ③ 問診表入力
 可能。
- 開発時には筑波大の留学生在モニターとして参加。
- 現在、つくば市内の3医療機関で導入。



※日本語、英語、中国語（簡体）、中国語（繁体）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、モンゴル語、アラビア語

21

つくばスーパーサイエンスシティ構想：多言語ポータルアプリ

『行政情報をいつでもどこでも誰でも使いやすい』

つくば市が抱える問題

- 行政情報は、ホームページや各種アプリなどバラバラに分散
- 自分が受けられるサービスに必要なタイミングに知る事が困難
- 届出や申請などの一連で行える手続きが不明確
- 外国人の言語の壁による情報格差が発生し、日本人と同じ情報が取得困難

目指す未来と取組内容

- 分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築。住民の希望（オープン型）により、属性情報や関心事項に基づき個別化された適切な情報発信
- 住民は関心のある情報を見逃すことなく受け取ることが可能
- 緊急時にも外国語で迅速に情報取得

②多言語ポータルアプリ

「パッと見られて」「すぐ気づく」



規制の特典措置

（1）外国人認証

■ 署名利用可能な機器による署名利用電子証明書の発行について、承認せず、当該機器のみに使用した電子証明書の署名を認めないこととする。等

24

災害時の外国語での情報発信



出展：NEWSつくば 2019年10月13日

22

つくばスーパーサイエンスシティ構想：リスクマップ

『住民とつくる災害に強いまちを』

つくば市が抱える問題

- 災害時の被害状況や避難所の開設状況等の確認、定時報告等が手間
- 比較的に被害が少ないため、訓練だけでは避難所運営に関するノウハウが蓄積しにくい状況

目指す未来と取組内容

- 避難所の開設状況や被害状況、避難場所、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池（FC）の位置を地図上で可視化し、住民の安全・安心な避難を支援
- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向でつなぐ、市役所の災害対応を効率化

②避難所・被災状況の可視化



規制の特典措置 なし

25

行政の多言語対応の課題

- 外国語ホームページ（4か国語）で提供されている情報が限定的
- 外国語広報誌（8か国語）は3か月に1回、情報が限定的
- 災害時等緊急情報は英語のみ

23

おうと考えています。緊急時の外国語での情報発信も、このアプリを通じて適切に行っていきたいと考えています。

特に防災の分野に特化して話をしますと、今、避難情報をどのようにして見える化するか、外国人にとっても分かりやすいかたちで表示するかということが課題になっています。「ここの道路がふさがっています」というようなことを道路の名前や番地を示しながらリスト化していますが、それがどこを意味しているかというのは分からなかったり、物資の状況について、あるいは混雑状況についても見えなかったりします。

そこで、これは日本語と外国語両方で行いますが、地図上で「ここはふさがっています」「この避難所はあなたのところから歩いて何分ぐらいですが、ここの道路は通りにくいので迂回してください」「ここには子ども用のトイレなどもあります」といった情報を見える化して、外国人に対して提供しようということを、この「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の中で進めていきたいと思っています。

このときに、手作業での翻訳は非常に時間がかかるということもありまして、国立研究開発法人の情報通信研究機構（NICT）が提供している翻訳支援サービス（Voice Tra）を活用できないかと考えております。既存の翻訳システムというのはGoogleやAmazonなどいろいろありますが、これは日本の国立研究開発法人が作っているということで、日本語から別の言語に変えることに非常に強みを持っています。Googleだと英語ベースになっているので、一回英語を介してまた別の言語ということになりますが、こちらは日本語から31言語への翻訳が可能になっています。こことAPI接続をして、このシステムをつくばのアプリの中に使えないかということを考えております。

それから、このスーパーサイエンスシティ構想を進め

情報通信研究機構（NICT）の翻訳支援サービスの活用

- ・NICT：日本の3大AI拠点の一つ（言語翻訳技術等に強み）
- ・日本語ベースの音声翻訳機能で世界トップレベル（GAFAよりも音声翻訳、テキスト翻訳の両方で優位）
- ・AIを活用した多言語音声翻訳機能（無料アプリ：ボイストラ（※））
31言語に対応（18言語の音声入力及び16言語の音声出力が可能）
- ・警察庁がNICTの多言語音声翻訳機能技術を採用
全国47都道府県の端末に配備（2020年6月）
- ・消防本部への専門サービス（約半数の消防本部導入済）
- ・NICTのAPI（外部から機能を活用可能にするソフトの一部）は公開され、民間による多様な有料サービスも行われている
導入例：特許庁（特許情報のテキスト翻訳）、日本郵便窓口、地方自治体等

26

JST外国人研究者宿舎と連携



- ・新規の多言語行政サービスを、入居者を対象に集中的に運用
- ・サービスの質やユーザーインターフェース等のフィードバックを効率的に取得→サービスを高度化

29

情報通信研究機構（NICT）の翻訳支援サービスの活用



27

つくばスマートシティ倫理原則

2019年10月10日制定

- ① 自律の尊重
 - ・市民に複数の選択肢が提供されること。
 - ・透明性が担保され、市民が仕組みを理解した上で意思決定できること。
 - 具体的取組：透明性確保、説明責任の明確化、合意形成メカニズムの構築
- ② 無危害
 - ・市民は身体的、精神的、経済的な危害に晒されないこと。
 - 具体的取組：市民のプライバシーの保護、データのセキュリティ確保、システムのセーフティ確保
- ③ 善行
 - ・社会、市民に恩恵がもたらされること。恩恵は常に、やむを得ない損失を上回ること。
 - 具体的取組：恩恵とやむを得ない損失の見える化
- ④ 正義
 - ・全ての市民は年齢や性別、人種、宗教、思想、経済的事情等によらず、公平に扱われること。
 - ・スマートシティ化により市民間の格差が拡大しないこと。
 - 具体的取組：ユニバーサル化の推進、効果的な周知手法の開発、公平と平等の担保

30

つくばスーパーサイエンスシティ構想の連携体制



28



31

る上で、つくばに所在するさまざまな研究機関と連携することにしてはいますが、この中でJSTの外国人宿舎との連携が、外国人住民向けのサービス展開では重要だと考えております。この外国人宿舎は二の宮と竹園の2カ所にございまして、200世帯ぐらいいれますが、外国人研究者向けになっています。この場所を活用して、新規の多言語行政サービスをこの入居者を対象に集中的に運用していきます。そして、その入居者の方からサービスの質やユーザーインターフェースなどについてのフィードバックを効率的にいただくことによって、サービスをどんどん高度化していきましょう、そして、ここ

以外にお住まいの方にもどんどん横展開していきましょうというのが、今の考え方です。

ただし、先ほどのアプリで世帯情報や個人の希望に応じて行政情報を多言語でプッシュ型で通知するというのもそうなのですが、そうしたことを行う上では、個人情報の取り扱いや本人の希望の確認が非常に重要になってきます。そこで、つくばにおいては「つくばスマートシティ倫理原則」を策定し、住民が主体に行う取り組みを行政が技術的にサポートすることで、住民に安心してもらえるような方針を打ち出しているところです。

私の発表は以上です。ありがとうございました。

白山 森先生、どうもありがとうございました。続きまして、澤田浩子先生のご発表に移りたいと思います。澤田先生、よろしくお願いします。

澤田浩子（筑波大学 人文社会系 准教授） 筑波大学人文社会系の澤田浩子と申します。本日は、「多文化共生時代の教育における共創と循環—茨城県グローバル・サポート事業の事例から—」と題してお話しします。よろしくお願いします。

まず、本発表での流れをお話しします。日本語指導が必要な児童生徒の教育について現状と課題に触れた後、「自治体と大学との連携」ということで、筑波大学での取り組み、つくば市との取り組み、茨城県との取り組みについてお話しします。そして最後に、「地域のネットワークを強化するデザイン」としまして、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」が掲げる多文化共生時代に向けた教育、そして、その地域のネットワークを強化するデザインについてお話ししたいと思います。

外国人住民の増加と定住化が進む中で、その家族である子どもたちの数も年々増えています。2019年（平成30年）度の文部科学省調査によりますと、全国で日本語指導が必要な児童生徒が約5万人います。彼らの在

籍している学校が全部で8,377校あるわけですが、この数というのは意外にも全国の3割に満たないわけです。つまり、全国的な状況で見ても、東海地域あるいは関東地域のような外国人の集住地域と呼ばれるところでこの課題が非常に大きな問題になっているわけですが、それ以外の地域ではまだこういった課題が認識されていない、あるいは、認識されつつあっても対応策が練られていないという状況にあります。

その中で、文科省が平成26年に学校教育法の一部施行規則を改定しまして、学校で特別の教育課程を導入することができるようになりました。日本語の指導が必要な、つまり日本語を母語としない子どもたち、あるいは外国にルーツがあつて日本語が必ずしも十分ではない子どもたちが現行のカリキュラムで一斉授業に付いていくことが難しい場合に、こちらの浜松市の小学校のブログよりお借りした写真のように、空き教室などに取り出して特別に日本語指導の教育課程を組んで教育を行い、それを義務教育の課程の中に組み込むことができるようになりました。

その結果、学校長の判断で教員免許を有する者を日本語指導担当の教員として配置できるようになりました。さらに、日本語教師やボランティアなど教員免許を持たない指導補助者がその教育に当たることも認められるようになりました。しかし、こういった制度を担保する人員・人材がまだまだ足りていないというところで、平成29年には文科省のほうから、日本語指導の必要な児童生徒18人に1人は日本語指導担当の教員を付けるようにという指針が各自治体に示されることになりました。

しかし、そういった18人に1人という数値がいかに難しい現状をもたらしているかということが、こちらのグラフを見ていただくとよく分かるかと思います。実は、先ほど日本語指導が必要な児童生徒が在籍している

日本語政策学会 第23回大会

2021年6月12日

パネル発表 パネル1

SDGsと言語政策

—地方自治体の多文化共生施策としての多言語対応を考える—

多文化共生時代の教育における共創と循環

—茨城県グローバル・サポート事業の事例から—

澤田浩子（筑波大学人文社会系・准教授）

sawada.hiroko.gb@u.tsukubai.ac.jp

1. はじめに

1. はじめに

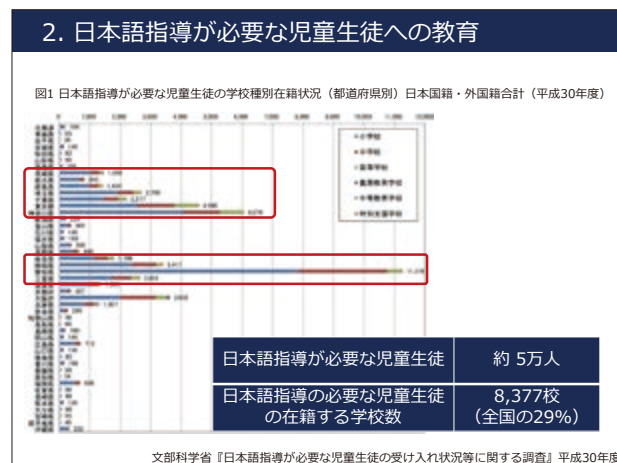
4 質の高い教育をみんなに

2. 日本語指導が必要な児童生徒への教育

3. 自治体と大学との連携

- 大学での取り組み
- つくば市との取り組み
- 茨城県との取り組み

4. 地域のネットワークを強化するデザイン



のは全国の全ての小中学校の約3割だったわけですが、さらにその中の4分の3は、在籍している子どもが5人未満という学校です。

実は、茨城県でも日本語指導が必要な児童生徒というのは約1,500人いて、彼らが在籍している学校は全部で280校あるのですが、1校当たり1人、2人という在籍数では、当然、そこに加配教員を配置することは予算上難しく、人数の多い学校から順に加配教員を配置しています。その結果、現在まだ67校にしか加配教員がおらず、残りの学校では既存の教員の数だけでこういった特別な指導を行っていかざるを得ないということになっています。

このような中で、当然、学校の教育現場の中で体系的・計画的な日本語指導を行うことができる専門的知見を持った人材を育成するということが大事なのですが、一方で、そういった専門家の育成だけではなく、日本語教育の基礎的なスキルと、何よりも多文化共生マインドを持った学校教員そのものを増やしていく必要があるだろうと考えています。つまり、特別な専門的知識を持った日本語教員を各学校に配置するというよりも、今

いる学校教員、そしてこれから学校教員になる人たちにこういったスキルを持ってもらうことが大事だということです。

さらに、学校の先生方だけでなく、地域で教育を支えることのできる市民の育成も重要であろうと考え、本学では2019年より、こういった日本語教育あるいは多文化共生に関する科目を強化し、教職課程と連携を組み、将来学校教員になろうと思っている人やそういったキャリアに関心のある学生を対象に、日本語学習の支援者としてのスキルを身に付ける修了証プログラムなどを開設してきました。

その一方で、地域の行政とも連携して、関係の地域に学生をコミットさせて、そこで学びをしてもらおうということで、インターンシップ科目を推進してきました。

ここにつくば市の状況を少しお話しします。先ほども出てきました地図ですが、つくば市は、ここに常磐線、それから、秋葉原から出ているつくばエクスプレス線が走っています。つくばエクスプレス線が通るより前から開発が進んでいるつくばセンターエリア（ピンクの地域）は、大学関係者あるいは研究機関の関係者で元から外国人住民が多かった地域です。そういったところでは、80年代、90年代から学校のPTAなどが組織をしまして、日本語指導が必要な子どもたちに日本語を教えるようなボランティア団体が各小学校・中学校で発足し、現在まで活動を続けています。

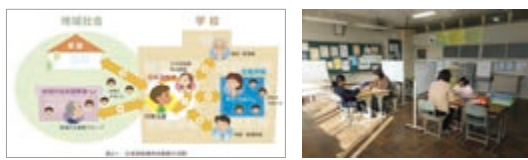
その一方で、一つ秋葉原寄りの駅の研究学園駅を有する、研究学園エリアと呼ばれる地域は、近年開発が進み、首都圏に通勤が可能になった子育て世代がたくさん移り住んできています。そして、ここに外国人住民が近年増えているということです。

このようなつくばセンターエリアと、近年開発が進んでいる研究学園エリアにおいては、1校当たりの日本語

2. 日本語指導が必要な児童生徒への教育

▶「特別的教育課程」制度の導入（平成26年）

- ・**取り出し指導**
児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるため
- ・**日本語指導担当教員**
教員免許を有する者
(+ 日本語教師・ボランティアなど教員免許を持たない指導補助者)

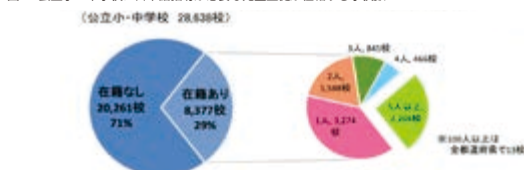


▶ 日本語指導を担当する教員の安定的な確保（平成29年）

- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数
→ **日本語指導の必要な児童生徒18人に1人**

2. 日本語指導が必要な児童生徒への教育

図2 公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数



文部科学省『日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査』平成30年度

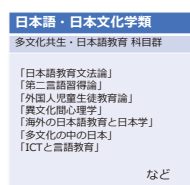


日本語指導が必要な児童生徒	1,534人
日本語指導担当の加配教員が配置されている小中学校	67校
日本語指導の必要な児童生徒が在籍している学校数	約280校

3. 自治体と大学との連携

(1) 筑波大学の取り組み

- ▶ 体系的・計画的な日本語指導を行うことのできる**専門的知見**を持った人材
- ▶ 日本語教育の基礎的なスキルと**多文化共生マインド**を持った**学校教員**の育成
- ▶ 地域で教育を支えることのできる**市民の育成**



新カリキュラムの導入



教職課程との連携
「日本語学習支援者養成」修了証プログラム

指導が必要な児童生徒の数が多いので、このように加配教員が配置されています。加配教員は、既存のボランティア団体と連携して日本語教室を運営したり、あるいは、加配教員だけでその学校の日本語指導を行ったりしています。

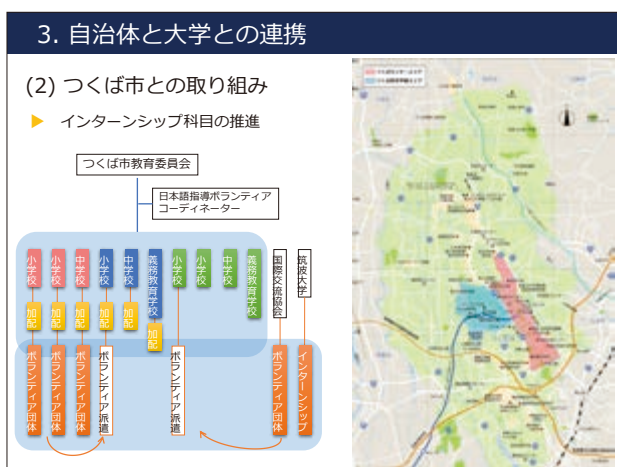
しかし、近年は、農村地帯である周辺部にも、隣の常総市や土浦市から外国人住民が少しずつ移り住んでいて、この地域の小学校でも、2人、3人というように年々外国籍の児童が増えています。しかし、こういった学校には、加配教員も旧来からのボランティア団体もいません。近年、こういったところにはつくば市の教育委員会が日本語指導ボランティアコーディネーターという職位を一つ立て、地域のボランティア団体の方々にご協力をいただいて、本来活動していなかったところにも派遣してその小学校・中学校の教育を支援するといった、市全体での取り組みに広がりつつあります。筑波大学は、インターンシップの科目として、このボランティアのメンバーに加えていただくことによって、人員が不足している地域へのボランティア派遣に学生が加わって、一緒に活動してもらっています。

しかし、学生たちの交通の便ということを考えると、自動車を持っている学生があまりおらず、周辺部へは公共交通機関か自転車での移動になります。そうすると、どうしてもつくばセンター近辺の、もともと支援が割と手厚い地域での参加になってしまい、依然、人員がいなくて支援の手が行き届いていない周辺部での活動がなかなかできずにいたところでした。

そこで、昨年度より、茨城県の教育委員会と協力しまして、県単位での支援の試みを始めています。県の教育委員会のグローバル・サポート事業の一環で大学が研究委託を受けて、オンラインでの日本語指導を行うプログラムを始めました。昨年度から始め、今年度が2年目になります。現在、主に県西地域と県南地域の2地域において中学校6校に協力をいただき、そこに在籍する日本語指導が必要な生徒16名がこのプロジェクトに参加しています。

教室の片隅にパソコンとヘッドセットを用意してもらって、中学校の時間割の中で取り出し支援をオンラインで受けるというものです。このようにZoomを使って、大学生が日本語で会話しながら日本語の学習を進めるということをしています。

このプロジェクトを行うに当たり、筑波大学では日本語サポーターという制度を開始しました。具体的には、「外国人児童生徒支援研究」という1単位の授業科目を



まず立てて、これを履修することで日本語サポーターとして養成します。そこからさらに実際に活動したいという学生は、「外国人児童生徒支援実習」という3単位の授業を履修することで、実際に日本語サポーターの実践活動を行うということになります。

さらに、今年度の新しい取り組みなのですが、この活動を1年間行ってきた学生が次の段階にステップアップするのに、今度はこのプロジェクト全体の活動に関わって運営に携わる「プロジェクト研究」「プロジェクト実習」として、学生たちが、いわゆるPBL、Project BasedあるいはProblem Basedの教育のサイクルを構築しています。

どのような様子かを見ていただければと思ひまして、今日はビデオを用意しました。少しご覧いただければと思います。

このようなかたちで、学校側では先生が立ち会ってくださり、Zoomを通じて大学生が会話をしながら、一緒に教材を共有して支援を行っています。

今見ていただいたのが支援直後の昨年度10月の映像だったのですが、さらに、同じ生徒の半年後の様子をご覧ください。

というようなことで、こういったパワーポイントなども教材で使いながら、会話の中で、お互いの人間関係を構築しながら、長期にわたって日本語を学び・教えるという活動を行っています。

最後に、今回の地域ネットワークという点についてです。今回のプロジェクトは、基本的には日本語指導が必要な児童生徒と大学生がオンラインでつながって日本語指導をするということなのですが、大学生と外国人児童生徒の間だけではなくて、学校、家庭、大学、それぞれが連携を深めるための体制を構築しています。

今回の支援を行うに当たって、私たちは、まず県の教育

3. 自治体と大学との連携

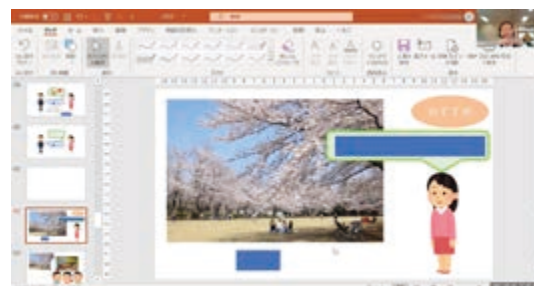
(3) 茨城県との取り組み

- ▶ グローバル・サポート事業（筑波大学研究委託）
「オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム開発・検証に関する研究」



- ▶ 支援は「**取り出し型指導**」（在籍学級を抜けて別室での指導）です。
- ▶ 支援にはzoomを使っています。学校側では教員が立ち会います。

▶ 支援開始 半年後（2021年3月）



* 支援時の録画については、事前に生徒・保護者に説明の上、同意書に署名をいただいております。また、生徒の個人情報等の保護に関して、筑波大学社会系倫理審査委員会の審査・承認（2020年9月）を経て、十分に留意した上で研究を行っております。本日の公開にあたり映像・音声の一部処理しております。

- ▶ 支援は「**取り出し型指導**」（在籍学級を抜けて別室での指導）です。
- ▶ 支援にはzoomを使っています。学校側では教員が立ち会います。

▶ 支援開始 直後（2020年10月）



* 支援時の録画については、事前に生徒・保護者に説明の上、同意書に署名をいただいております。また、生徒の個人情報等の保護に関して、筑波大学社会系倫理審査委員会の審査・承認（2020年9月）を経て、十分に留意した上で研究を行っております。本日の公開にあたり映像・音声の一部処理しております。

3. 自治体と大学との連携



茨城新聞2020年12月6日

生徒たちの声

- 楽しかった！できるようになったことが増えた。
- テストの意味がわかるようになって、点数も取れた。うれしい。
- 日本語で先生や友だちと話せるようになりました。

学校の声

- この事業に取り組んだ一番の成果は、生徒たちの笑顔が増えたこと。コミュニケーションが図れることの重要性を再認識。
- 支援をしたくても手が回らないのが現状。支援を受けている生徒の目の輝きは、通常の授業ではあまり見ることができません。

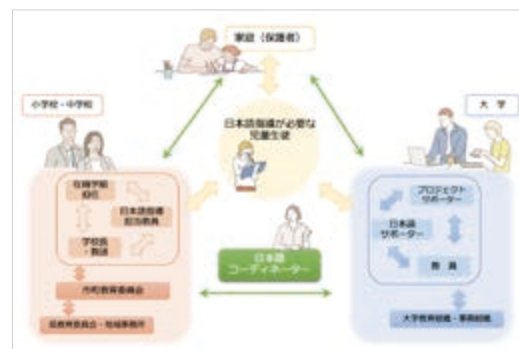
委員会との打ち合わせを行っています。その後、学校を訪問して、まずこの支援事業全体の説明をし、そこで合意をいただけたら、今度は市町の教育委員会を訪問しまして、またあらためて事業の説明をします。そこまでの手続きが済んだら、今度は保護者と生徒さんに学校に来てもらってこの事業の説明会をし、さらには大学生もそこに一緒に来てもらって、生徒・保護者への聞き取り、あるいは、子どもとの交流会、レベルを判定するためのアセスメントなどを行っています。そういったことを踏まえてようやく支援開始となるわけですが、その間も中学校を訪問してDLA（Dialogic Language Assessment）の結果報告を行ったり、年度末には複数の中学校合同で報告会を行ったりしています。

このように、私たちが支援に関わることによって、県の教育委員会、市町の教育委員会、そして学校との連携、あるいは保護者・家庭と学校との連携強化といったように、地域連携そのものを強化するような教育デザイン、研究デザイン、そして支援のデザインにしていくことができると考えています。

それから、「質の高い教育をみんなに」というSDGsの目標4ですが、ターゲット4.7にこのようにありま

4. 地域のネットワークを強化するデザイン

児童生徒をとりまく「学校・家庭・地域（大学など）」の連携



す。4.7が示しているように、重要なのは教育機会の公平さだけでなく、誰もが持続可能な開発に対して貢献できる十分な知識と理解を得ることにあります。今回のコロナ禍でオンラインによる社会活動が促進され、居場所に束縛されない学び方・働き方が可能になってきています。この外国人児童生徒の教育課題においても、それは教育の地域間格差を是正することにつながりますが、同時に、オンラインであってもそれぞれの地域における帰

属意識を育めるような、あるいは、子どもたちやその支援に参与している皆が自己肯定感を得られるソーシャルネットワークであることが重要であり、そのことがゆくゆくは外国人住民を地域社会全体で受け入れていくためのグローバルシチズンシップの涵養になっていくと考えています。

すみません、少し時間オーバーいたしましたので、以上で私の発表を終わります。



文献

- ・長田友紀・松崎寛・澤田浩子・入山美保・吉田武男（2021）大学における教職課程と日本語教育との連携に関する考察—筑波大学「日本語学習支援者養成修了証プログラム」の成立経緯とその課題—、『筑波大学教育学系論集』第43巻第2号、pp.1-13
- ・川口直巳（2017）文化の違う学校間交流からの学び—愛知教育大学とブラジル人学校との交流から—、『愛知教育大学研究報告人文・社会科学編』66、p.31-38
- ・北村祐人・衣川隆生（2012）とよた日本語学習支援システム構築の成果と課題—産学官民協働による試み—、『名古屋大学留学生センター紀要』10号、pp.5-12
- ・小池亜子・古川敦子（2019）外国人児童生徒等の日本語指導に関するボトムアップ型教員研修—群馬県伊勢崎市の教員研修を事例として—、『日本語教育』172号、pp.88-101
- ・小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学—社会で「見えない」子どもたち—』大阪大学出版
- ・澤田浩子・松崎寛・入山美保（2021）つくば市の外国人児童生徒日本語教育の課題と地域社会との教育連携、『筑波大学グローバルコミュニケーション教育センター日本語教育論集』36号、pp.23-32

白山 澤田先生、ありがとうございました。それでは、最後の報告者になります山川先生にバトンタッチしたいと思います。よろしくお願いします。

山川和彦（麗澤大学大学院 言語教育研究科 教授） 山川です。本日は、私が今までいろいろと調べていた北海道ニセコ町と沖縄県石垣市の多言語事象、あるいは多文化事象というものを、SDGsの視点で見るとどのように整理できるかということでお話ししていきたいと思っています。よろしくお願いします。

SDGsは、政策的には、先ほど森部長からも話があったような「未来都市計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のような施策と絡んでいきます。さらに、今回はそれに自治基本条例というものを関係付けて、地方自治体での多文化共生がどのように整理できるか見ていきたいと思っています。

地方創生SDGsというのは、内閣府の地方創生SDGsサイトに次のように書いてあります。「SDGsを原動力とした地方創生を推進する」。これは、いろいろと実施していることをSDGsと絡めていくとどうなるか、あるいは、白山先生の一番はじめの報告にあったような、SDGsという一つの価値観を持って多文化というものをみるとどうなるかというような観点かと思っています。

つくば市の話でもありましたSDGs未来都市に、北海道のニセコ町が2018年に選定されました。石垣市は、2年遅れて2020年に選定されています。内容的には、環境問題のことがかなり強く出ていますが、その中では、経済・社会・環境の三側面というところがポイントになってくるので、特に文化、多言語・多文化の問題は、社会の問題とリンクしてきます。

まず、ニセコ町は、単なる観光だけではなく、環境にかなり舵を切った政策を行っています。参考資料として人口を示しますが、今年の4月現在で約5,000人、うち外国人は285人です。それから、外国人宿泊客の延べ数は2019年度で217,195人でした。このような、生活者あるいは旅行者としての外国人が多い地域の中で、



1.はじめに

発表者はこれまでに北海道ニセコ観光圏、沖縄県石垣市の多言語事象に関する調査を行ってきた。その過程で得られた知見を、このパネル発表の枠組みで再整理してみると、この2地点では多言語事象がSDGs未来都市計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略と関連付けられていることが確認できる。今回の発表では、さらに自治基本条例をめぐる議論を含め、地域における多文化共生のありかたを考える。

2

2.北海道ニセコ町

外国人スキーヤーの増加などで知られるニセコ観光圏を形成しているニセコ町は、観光と農業を主たる産業としているが、その前提として環境を生かした「サステイナブルタウンニセコ」の構築を目指している。

人口 2021年4月 総人口 4,933人 うち外国人285人 (5.8%)
2020年1月 総人口 5,419人 うち外国人660人 (12.8%)

外国人宿泊客延べ数 2019年度 217,195 (中国、香港、オーストラリア…)

生活者、旅行者としての外国人がいる中で、多文化共生はどのように形成されているのか。

4

地方創生SDGs (内閣府地方創生SDGsサイトより)

「持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進に当たり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるため、SDGsを原動力とした地方創生(地方創生SDGs)を推進」する。

SDGs未来都市

「SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域」

北海道ニセコ町：2018年度SDGs未来都市・自治体モデル事業*

* 先駆的事业に対して国が認定。29都市のうち10事業が選出された。

沖縄県石垣市：2020年度SDGs未来都市・自治体モデル事業*

* 33都市のうち10事業が選出された。

3

北海道ニセコ町 SDGs 未来都市計画 (抜粋)

・ニセコ町は2001年、全国で初めて「住民参加」と「情報共有」を町のあらゆる仕事を進める上での基本ルールとした「まちづくり基本条例」を制定した。これに基づき、町民一人ひとりが自ら考え、行動する「真の住民自治」を目指すまちづくりを現在も続けている。ニセコ町では、持続可能性とは、経済の自律、自然環境の継承のみならず、地域住民の自治意識が欠かせないものであると考えている。(201910改訂 P.3)

・外国人住民が増えつつあるニセコ町において、国際化を前向きに捉え、有島武郎の遺訓「相互扶助」の元に、新しい感性や多様な文化も取り入れながら、社会の豊かさや生活の質の向上を図り、住民自治意識の高い地域を目指す。(同 P.5)

* 下線は発表者付与

5

多文化共生がどのようになされているのでしょうか。

まず、ニセコ町のSDGs未来都市計画には、「ニセコ町は2001年、全国で初めて「住民参加」と「情報共有」を町のあらゆる仕事を進める上での基本ルールとした「まちづくり基本条例」を制定した。これに基づき、町民一人ひとりが自ら考え、行動する「真の住民自治」を目指すまちづくりを現在も続けている。ニセコ町では、持続可能性とは、経済の自律、自然環境の継承のみならず、地域住民の自治意識が欠かせないものであると考えている。」(201910改訂 P.3)と書かれています。ちなみに、ニセコ町に関しては、施策、政策、その他、ほとんどがホームページにアップされています。そもそも情報を共有するというのが町の考え方なので、極論を言うと、役場にヒアリングに行く必要がないくらいに情報がホームページにアップされています。

この中で、「持続可能性とは、経済の自律、自然環境の継承のみならず、地域住民の自治意識が欠かせない」とあります。実はここが非常にキーになってきます。さらに、「国際化を前向きに捉え、相互扶助の考え方のもとに、新しい感性や多様な文化も取り入れながら、住民自治意識の高い地域を目指す」ということがうたわれています。

SDGs未来都市計画よりも少し前に作られていて、かつ、このSDGsの政策とも関係してくるところで、ニセコ町自治創生総合戦略というものが出ています。2016年3月に公表され、その後、第2期の戦略が出てきま

す。まず2016年の第1期の戦略の中の基本目標3に「ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成」とうたわれていて、その中に、ニセコ高校の教育内容の拡充や国際交流の場づくりなどが書かれています。

特に注目しておきたいのは、高校教育の部分です。実は、ニセコ高校は町立の高校で、教員は北海道教育委員会と絡むものですが、町の意向がかなり反映されています。その中では、例えば、海外生活者の講話を設けるとか、町の中でのインターンシップを実施するとか、ニセコにあるヒルトンホテルを所有するYTLグループの所在地マレーシアに修学旅行に行っています。それから、国際交流として、インターナショナルスクールを町が誘致して開校させる等の取り組みも行っています。

2020年3月に発表された第2期の戦略の中では、マッチングという話が出てきます。いわゆる地域産業を支える人材の育成ということに関して、後志総合振興局が実施している人材のマッチングを使っているのですが、このマッチングの中には、外国人も当然入ってきます。特に冬場のスキー関連産業に従事している人に夏にも働いていただくというようなかたちのマッチングを行っています。さらに、戦略的な定住促進ということで、日本人ならびに外国人の定住を図ろうとする取り組みが強化されています。

次に国際交流員です。これは2011年から今まで16名、現在は5人いるそうですが、この5人というのが非常に重要です。隣町あたりでは1人とか、場合に

よってはいない時期があるのに対して、ニセコ町の場合には常時交流員がいて、現在も、中国、ドイツ、マレーシア、それからアメリカは2人が勤務しています。業務的内容的には、日本人への外国理解ということもあるのですが、定住している外国人への日本語教育を行うとか、ラジオ番組に出演して外国語で放送するとか、「絵本ワールド」といって、いろいろな言語での絵本の読み聞かせなども行っています。

それから、ニセコ町の大きな特徴の一つは、多文化に共感する生活者が多い、あるいはそういう支援体制ができてきているということです。地域おこし協力隊が、現在、25名いらっしゃいます。これだけの人数がいて、JICAなどで海外で生活していた方が多くいらっしゃいます。こういう方々が地域の学校へ行って、多言語・多文化のお話をしています。それから、先ほど絵本の読み聞かせがありましたが、このように多言語の絵本をそろえたライブラリーを自宅に作って、絵本の読み聞かせをしているような方や、町内のラジオ放送で外国語による放送をしている方もいらっしゃいます。つい先日にも収録にネットで立ち会わせていただいたのですが、そのときは日本語と中国語での放送番組の収録をしていました。ちなみに、「ラジオニセコ」で検索すると、すぐにインターネットで放送が聴けます。

このような活動の根底にあるのが「まちづくり基本条例」です。その中の町民の規定のところ、国籍、民族、年齢、性別等の話が出てくるのですが、直接ここには外

国人という言葉はありませんが、この内容の解釈に関しては、外国籍の町民も全て同じ権利を有するということをはじめから言っています。これが、次に挙げる石垣市と少し違ってくるところです。このように、まちづくり基本条例に基づいていろいろな施策が行われており、これが多文化の理解につながっていくという構造が、ニセコ町の場合には見受けられると思います。

ニセコ町のもちめです。相互扶助の精神、国際交流員などについて挙げていますが、ニセコ町では「外国人」という意識ではなく同じ「住民」という意識が共有されており、さらにそういう中でグローバル教育が行われているということが、地域の多文化共生に役立っているのではないかと思います。

次に石垣市の場合です。2020年にSDGs未来都市に選出されたということで、今回の考察でニセコと石垣を一緒に取り上げたわけですが、まず人口を見ておきます。2020年1月 総人口49,144人、うち外国人679人(1.4%)です。ニセコの状況とは少し違いまして、現時点での外国人は、特に農業、漁業、建築関係の技能実習生が多くなっております。外国人人口は実は多くないのですが、特徴的なところは、特に本土からの日本人移住者の増減がある、ブームになったり、逆にいなくなったという事です。

もう一つは、消滅の危機にある言語・方言に八重山語・方言が入っていて、国内ではあるけれども多文化・多言語の状態にあることです。また、石垣市には台湾出

ニセコ町自治創生総合戦略 (2016年3月)

※まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号) 第10条第1項の規定に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標3：ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成 の一例

施策の概要	実施の経緯	実施の経緯	実施の経緯
英語教育：小・中・高が連携した英語教育推進プラン。	英語教育：小・中・高が連携した英語教育推進プラン。	英語教育：小・中・高が連携した英語教育推進プラン。	英語教育：小・中・高が連携した英語教育推進プラン。
海外生活経験者による講座 多様性を受け入れる教育 町内各所でのインタナショナル・サマースクールなど	海外生活経験者による講座 多様性を受け入れる教育 町内各所でのインタナショナル・サマースクールなど	海外生活経験者による講座 多様性を受け入れる教育 町内各所でのインタナショナル・サマースクールなど	海外生活経験者による講座 多様性を受け入れる教育 町内各所でのインタナショナル・サマースクールなど
インターナショナルスクールを2012年に誘致・開校	インターナショナルスクールを2012年に誘致・開校	インターナショナルスクールを2012年に誘致・開校	インターナショナルスクールを2012年に誘致・開校

国際交流員の積極的採用と活動の多様性

2011年度より今までに16名。

現在、中国、ドイツ、マレーシア、アメリカ出身の5人の国際交流員が勤務している。

外国人のための日本語教室、ラジオ番組への出演

絵本ワールド (いろいろな言語の読み聞かせ)

第2期ニセコ町自治創生総合戦略 (2020年3月)

基本目標1：地域資源を生かした産業の育成と多様な働き方を実現できる環境づくり

雇用マッチングには外国人も

基本目標2：交流人口、関係人口の拡大と居住環境の整備

多文化に共感する生活者・支援体制の存在

地域おこし協力隊 (25人)

絵本作家ほか

国際交流員のラジオニセコ出演 (インターネット放送あり)

身の方々が一定数生活をしています。日本に帰化していますので台湾出身者という扱いはしませんが、一般の生活の中で、例えば台湾のラジオ放送も入ってくるとか、台湾の文化を保持するための活動もありますので、そういう意味で、石垣の場合には多言語・多文化の重層性が見受けられると思います。

石垣にもやはり未来都市の計画がありますが、地域の社会状況の認識としては、思考様式や行動背景が異なる移住者の問題、多層化する市民ということが書かれています。政策的には、八重山方言やミンサー織などの文化保全が意識されています。あるいは、技能実習生など在外留外国人と地域住民との意見交換会などといった言葉が、石垣市 SDGs 未来都市計画の中に出てきています。

次に、この未来都市計画と同時に、第二期石垣市地域創生総合戦略が2021年に打ち出されており、ここでもやはり、コミュニティの維持や伝統文化の継承が非常に難しいという認識があります。そういう中で、多様な人材の受け入れ、あるいは育成、この島で暮らしたいと実感できるまちづくりが目標の一つに掲げられています。このようなポイントは、ほかの地方自治体においても同様なのかもしれません。

石垣市にも自治基本条例がありますが、先ほどのニセコ町とは違う点を指摘したいと思います。実は、2019年に一度、この基本条例を廃止しようというようなことが審議されました。ただ、現実的には、そのときは廃止されないで、その後、この条例に関する見直しの審議会

が設置され、今年の3月18日にその審議会の答申結果が市長に渡され、一般に公になりました。

その中で出されたポイントがここです。第2条の市民の定義のところで、「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」というのがもとの条文なのですが、3月に出された提言では、「日本国籍を有し本市の住民基本台帳に登録されている者」となっています。つまり、ここで外国人を排除するという考え方が提案されているわけです。

審議に関しては、石垣市のホームページに全て経緯が説明された文書が載っていますので、必要であれば見ていただければと思います。

背景には、テレワークや、実際には住民票を置かないでここで活動する人など、市民の活動の仕方がいろいろと変わっている中で、どのようにしていくか、どうすれば一番すっきりするのかということがありまして、そのときに「日本国籍を有する」という文言が出てきたようです。

自治基本条例の中には、文化の継承、発展及び創造という章があります。このようなことは民間主導でも行われており、その事例として、ホテルで、島の方言「スマムニ」を使って出迎えるというようなことがなされています。それから、高校生たちが郷土芸能を保全し伝えていくというような試みも、随分昔から行われています。

まとめますと、石垣市の場合、生活者の多様化が意識されてきている、地域の伝統文化が継承されている一方

ニセコ町まちづくり基本条例

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的または経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

「ニセコ町づくり基本条例の手引き」(P.8)

「外国籍の町民も、もちろん前項に規定する街づくりへの参加権を有している。」

外国籍住民の参加に関連して、条例の規定には言語に関する規定はないが、言語を障壁にしないという考え方が感じられる

(役場ホームページはWOWN.Joによる多言語化、役場には国際交流員が常駐)

10

3.沖縄県石垣市

「自然と文化で創る未来 ～守り・繋ぎ・活きる島 石垣～」という全体テーマで2020年度SDGs未来都市に選出されている。観光と農業を中心とする自治体という点ではニセコ町と同様であるが、国際観光は宿泊を伴わないクルーズ船が中心であった。外国人の中には漁業や農業、建設に従事する技能実習生が多い。

人口 2021年4月 総人口 48,915人 うち外国人637人(1.3%)
2020年1月 総人口 49,144人 うち外国人679人(1.4%)

外国人生活者は必ずしも多くないが、移住者の増減が繰り返されている。「消滅の危機にある言語・方言」に八重山語(方言)が指定されている。また、石垣市には台湾出身者も生活し、台湾のラジオ放送も入る。このような言語文化の重層性がある中で、多言語多文化の共生はどのように形成されているのか。

12

ニセコ町のまとめ

- ・住民意識の高い町づくり(相互扶助社会)
- ・国際交流員の存在 一住民交流、外国籍住民への支援も
- ・外国人旅行者に卓越する環境を多言語多文化教育に
- ・様々な経験を有する地域おこし協力隊・地域住民による多様性理解への教育

ニセコ町では「外国人」という意識ではなく同じ「住民」という意識が共有されているといえる。加えてグローバル教育への寄与も大きい。

11

石垣市 SDGs 未来都市計画 (2020.3)

自然と文化で創る未来～守り・繋ぎ・活きる島・石垣～

社会状況の認識

(日本人) 移住者増加による「思考様式や行動背景の相違する人々が島内に共生」、「多層化する市民」

次世代育成支援事業

「八重山地方の伝統文化保全を目的として八重山方言・ミンサー織などに関連するプログラム(=文化保全教育プログラム)」の作成

在留外国人と地域住民との意見交換会

13

第2期石垣市地域創生総合戦略（2021.3）

社会状況の認識

人口減少による島内格差、地域コミュニティ（島の共同体社会）の維持、伝統文化等の継承が困難

基本目標1：新たな産業や稼ぐ産業をつくとともに、「安心して働ける」まち

・多様な人材の受入・育成、若者への投資

基本目標2：豊かな自然や文化を守り、「ここで暮らしたいと実感できる」まち

・文化・芸術の振興

・移住・定住促進

14

第11章 文化の継承、発展及び創造

（文化の継承、発展及び創造）

第35条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史を尊重し、その中で培われた伝統文化の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 市は、伝統文化の継承及び発展を担う人材の育成の重要性にかんがみ、伝統文化の継承者等の養成に配慮し、担い手の育成に努めるものとする。

3 市は、伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、発展及び創造を図るため、市民一人ひとりが、身近に郷土の歴史、伝統文化に触れ、親しむことができる機会の拡充を図り、文化活動の推進に関わる環境の整備に努めるものとする。

4 市は、文化財を適切に指定し、その保存と活用を図るものとする。

17

石垣市自治基本条例

自治基本法の廃止が審議された（2019年）経緯から、条文の見直しの審議をする「石垣市自治基本条例審議会」が設置され、2021年3月18日に答申がなされた。その論点の一つが市民に関する定義である。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。

→ 「日本国籍を有し本市の住民基本台帳に登録されている者」（提言）

15

民間主導の活動事例



アートホテル石垣島 スタッフブログ
<https://www.art-ishigakijima.com/staffblog/detail.php?id=59&c=7>

18

◎第2条

「市民」の定義が必ずしも適当ではないため、「日本国籍を有し本市の住民基本台帳に登録されている者」等、第5条第1項第2号で市議会への参加が認められていると整合するよう改正すべきである。地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、第11条で「日本国籍を有する満20歳以上の住民は、この法律の定めるところにより、その居住する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。」と定められており、同法の「住民」の定義に準ずるものではない。「市内で働き、学び、若しくは活動する人」が「市民に参与する権利」を有するとする本条例の規定は、地方自治法と明らかに抵触を来している。

なお、第2条を改正する機会に、地方自治法の趣旨を踏まえれば、必ずしもその「住民」の定義に厳格に従う必要はなく、テレワークや多拠点居住等、現地の社会において行われている多様な居住形態を反映させるような定義についても検討の余地とすべきとする意見もあった。

令和3年3月18日 石垣市自治基本条例の見直しについて（答申）
<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/material/files/group/9/teiseitousin.pdf>

16



19

で、ウチナーヤマトグチといわれるような言語変容がこれから心配されるのではないかと思います。もともと島として移住者が多く、「合衆国」という言い方をすることもある中で、そういう地域社会を支える市民とそれぞれの文化をどのように考えていったらいいかというようなことがあります。

石垣市の観光に関しては別途石垣市観光基本計画が策定なされていて、その中では観光人材育成が示されています。これに関しては、以前、学会等でも報告しておりますので、ここでは割愛します。

「おわりに」ということで、このように比較考察して見ますと、同じSDGs未来都市の指定を受けた市と町ですが、かなり内容的に差があります。ニセコ町のほうは、もちろん外国人が多いことから英語ということになってくるのですが、英語を前面に出すのではなく、相互扶助という考え方にに基づき、他者を理解するためのツールが多様であるという問題意識の形成がまず先に

てきていると思いました。

2番目の石垣市の場合には、多文化の中に消滅の危機に瀕する少数言語が含まれる、つまり外国語だけではないという視点があります。それから、これから流入してくるであろう人たちが持ち込む文化や言語による変容をどのように考えるか。これは、常に古いものを保持することだけではなくて、どのようにそういうものと共存していくかというような政策が必要になってくるかと思っています。

最後に余談を一言だけ言っておきたかったのですが、ニセコにある「あそぶつく」という図書館は、私が旅行者として行ったときに本を貸してくれました。何の身分証明書も出さずに貸してくれます。そういうところに、人をまず信頼する相互扶助という考え方が表れています。

もう一つ、ニセコ町の隣町にある小学校でヒアリングをしたときに、いろいろな背景の人がいてという話を聞いていたら、校長先生から、いろいろな背景の人がいる

石垣市のまとめ

生活者の多様化が意識される
地域の伝統文化の継承
ウチナーヤマトグチといわれるような言語変容？

もともと移住者が多く、「合衆国」という言い方をされることもある中で、地域社会を支える市民とそれぞれの文化をどう考えるか。

* 提示した施策以外に石垣市観光基本計画（2011～2020年）があり、その中で観光人材育成が示されている。また2018年には「石垣市文化観光振興プラン」が作成されている。

20

4.おわりに

ここで取り上げたニセコ町と石垣市では、それぞれに所与の条件が異なり、SDGsといっても一様ではない。取り上げた事例は、すでに実施されている活動が多く、それを鳥瞰図的に施策として整理すると、SDGsの文化・社会の持続性と発展に関係してくるといえる。最後にこの多文化共生施策と言語政策の観点に言及すると、

- 1) 社会的な風潮として英語重視の傾向が否めないが、ニセコ町では英語が前面に出されることはなく、相互扶助の考えに基づき、他者の理解が先にあり、そのツールは多様であるという意識形成がある
- 2) 石垣市の事例からは、多文化には、消滅の危機に瀕する少数言語が含まれることを改めて意識しなければならない。（同時に転入転出による人口移動により変容し続ける社会に言語政策はどう関与するのか。）

21

参考文献

ニセコに関しては、多くの方が執筆しています。すみません、ここでは割愛させていただきます。

木佐茂男・逢坂誠二（編,2003）『わたしたちのまちの憲法—ニセコ町の挑戦』日本経済評論社

木佐茂男・名塚昭・片山健也（編,2012）『自治基本条例は活かしているか!?—ニセコ町まちづくり基本条例10年』公人の友社

22

のが普通であって、何か問題があるのでしょうかと言われて、問題化しているのは実はわれわれ研究者なのではないかと考えたことがありました。このようなことも、最後に一言入れておきたくてお話ししました。

参考文献です。キーワードになっているものとして、ニセコの取り組みがありました。

以上です。時間がぎりぎりになってすみません。

白山 ありがとうございます。森先生、澤田先生、山川先生、ご報告ありがとうございます。時間が押しておりまして、既に所定の時間がきてしまいましたが、一つ二つ先生方にご質問をしながら、ご意見をお伺いしたいと思います。

森先生のご報告では、つくば市は例外的に人口が増えて、若者も増えているという状況はあるのですが、日本全体の社会情勢としては人口減少に歯止めが掛からないということがあると思います。また、そういう人口減少の中で、多くの組織・機関において、人とお金を十分に投入するこ

とができなくなってきています。大学でもそうです。

それで、外国人に対する多言語対応という観点から、先ほど NICT（情報通信研究機構）の自動翻訳の話が出ました。今後、マンパワーを補うという意味で、自動音声通訳・翻訳機の使用がいろいろなところで広がっていくことが予想されています。そこで、実際の現場における自動音声通訳・翻訳機の可能性、あるいは限界、自動音声通訳・翻訳機と人間の共存・すみ分けといったことについて、現時点で感じていらっしゃる点がございましたら、意見を教えていただきたいと思います。

それでは、順番にですが、森先生、いかがでしょうか。

森 ありがとうございます。時間がないということなので、短めにしたいと思います。自動翻訳ツールの活用はしていかなければいけないと思います。多言語対応という意味で、それぞれの言語の通訳の方を何人も抱えるか、あるいは広報紙をつくる時にいちいち発注するかというと、限界がありますので、活用は必須なのだろうと思います。

そのときに、これはあくまでも自動翻訳ツールを使ったものであるということをして市役所側も住民側も理解しておいた上での、共通認識を持った上での使用ということかと思います。災害対応のときに使ったとしても、あくまでもこれは自動翻訳なのだという双方の認識に基づいていけば、そういう情報であるということによって受け止められると思いますので、そういった意味での使い方が大事なのではないかと思います。

現に消防でも、これは全国の消防本部にもうかなりの割合で導入されておりますが、つくば市でも全消防車にスマホを備え付けてありまして、NICT の VoiceTra という翻訳サービスを使っています。消防隊員の方も個人のスマホに VoiceTra を入れて活用していますが、それも限界があるという認識の上で使うということなんです。

もう一つ、翻訳する方のシェアリングという考え方も大事です。これは市役所でも導入している、タブレットを使って三者で通訳・会話するものですが、十数カ国語対応のものが月額2～3万円です。ですから、一つの自治体で通訳の方を抱えるというよりは、シェアリングしていくという考えも大事ではないかと思っております。

白山 ありがとうございます。それでは、澤田先生、いかがでしょうか。

澤田 私も、そういった翻訳ツールは、先ほどお話しした支援の中でもこれから使っていこうかと考えています。実際、教育の中でもそういったツールと人が行う教育をうまくすみ分けるというか、組み合わせながら進め

ていく必要があるだろうと思っています。

ただ、お話ししたとおり、子どもたちの「日本語で話したい」「日本語で社会参加したい」といったような欲求を引き起こすためには、どこかで人が介在するシステムが必要なだろうと思っています。

それから、通訳・翻訳ということと言えますと、私たちのプロジェクトを動かすために、地域の国際交流協会とかNPOに所属していらっしゃる、ウルドゥー語やパシュトー語のようなかなり少ない言語の話者の方に協力していただいています。それは、単に言語上の媒体ということだけではありません。日本語とその言語の通訳ができる人材というのは地域でかなり限られていますので、そういう方が呼ばれて派遣されるというと、その方は必然的に、この地域でウルドゥー語話者が大体どこに住んでいて、どういう生活をしていて、どういう困りごとを持っているかといったようなことを把握する、ハブのような役割を持っているのだろうと思います。

ですから、通訳・翻訳と言ったときに、単に言語をトランスレートするだけではない、そういった情報集約機能、あるいはネットワーク機能というものを併せて持っているような場があると思いますので、そういったものも育てつつということになるのかなと思います。

白山 ありがとうございます。それでは、山川先生、いかがでしょうか。

山川 まず、自動翻訳機等に関しては、商業面においては使えると思います。特に観光などの場合、接客などの時間は限られているし、良いと思います。ただ人間関係がある程度できてきたようなときに、言葉に託された感情が表現できないというところが問題で、いわゆる文字面だけのやりとりになってしまうわけです。今回報告したようなローカルな地域だと、むしろ言葉にならないところのほうが重要な気がしますので、そこをどうするかということだと思います。

白山 ありがとうございます。これからいろいろな分野で自動翻訳・通訳機が入っていくという中で、人間と通訳・翻訳機のすみ分けといいますか、共存の仕方が生まれていくのだろうということだと思います。情報伝達に最低限必要なツールとして使うということもあるでしょうし、迅速な情報伝達という意味で使う必要もあると思います。ただし、今山川先生がおっしゃった人間対人間ということで、相談事など心が介在する場合、心のやりとりが非常に重要になってくるような場面では、やはり人間の通訳・翻訳者が非常に重要になると確信します。

二つ目は、SDGsというテーマに戻りますが、SDGsの達成という地球的視野からの問題意識というものを現場の職員や関係者が持った場合に、地球規模課題への当事者意識を持つことによって心的な変化や効果が既に生じているのかどうか。または、これからそうした変化や効果が生まれる可能性が実際にあるのかどうか。このあたりを、今日先生方がご発表された、それぞれの現場の視点から、ご発言いただければと思います。

それでは、森先生、お願いします。

森 ありがとうございます。まず職員向けということでは、今、職員向けにSDGsに関する研修を職層別に行っておりまして、例えば、若手職員、入庁時だけではなく、課長級の職員もSDGsについて定期的に学ぶような機会があります。そういった取り組みを通じまして、例えば、これは市役所に関係あるのか、つくば市民のためになるのかといった観点だけではなくて、世界全体で、つくば市としてどんなことに貢献できるかという発想で物事が考えられる人が、身の回りにも出てきたのではないかとことを実感として思っております。ですので、研修やワークショップというのは地道な活動なのですが、それを定期的に切らずに行っていくということが大事ではないかと思っております。

住民側にも、SDGsについて、いろいろな機会を通じて周知していくことが大事だと思っているのですが、一つわれわれとして大事にしているのが、単なるお知らせではなくて、身の回りの地域の課題を自分事として捉えてもらって、それを解決するために、たとえ小さいことだとしても何ができるかを考え、実際に自分で手を動かしてもらうという作業だと思っています。

つくば市では今、SDGsTRYという事業を作って、住民の方が1年間を通じて何回もワークショップなどでディスカッションしながら、身の回りの課題を解決するために何ができるか、そしてそれが地球規模に展開されたときにどのようなSDGsの目標の達成につながっていくのかということを考える場、手を動かす場をつくっていますが、こうしたものを、市役所発だけではなくて、いろいろな団体、あるいは個人レベルでも少しずつ広がっていくことが大事だと思っているところです。

やはり市役所主導ですと年間で数十人から100人ぐらいまでのインパクトしか引き起こせませんので、これを自立した活動につなげていくための次のステップが大事だと考えております。

白山 ありがとうございます。それでは、澤田先生、いかがですか。

澤田 SDGs という課題に対してですが、私自身も学生たちも、元は日本語教育、日本語学習支援ということをパイプに関わり始めたこの地域の課題なのですが、結局、この課題というのは、経済的あるいは政治的な理由で国際間の移動をしなければならなかった人たち、その家族、その結果母語で教育を受けることができない子どもたちという社会課題にひも付いています。

昨年度から1年間この活動が続けて、日本語の支援を行ってきた学生たちですが、引き続き今年も活動に参加してくれている学生の中には、日本語支援を超えて、彼らの教科学習をも含めた自律学習の支援、中・高、そしてその後の彼らのキャリア形成を支援していく仕組みづくり、あるいは、彼ら自身の母語を保持し、自分たちの親族ともつながれる言語支援、あるいは、保護者や地域を取り込んだ学校支援など、さまざまな方向で学生たち自身が課題を見つけて、ぜひこのプロジェクトにこういうことも盛り込みたい、来年度こういうこともしてみたいというような提案をしてくれるようになっています。

私自身も期待していた以上に、学生たちのポテンシャルと問題意識が高いと感じています。

そういった教育プラットフォームというものを、日本語教育、あるいは学校教育に関心のある学生だけではなく、今後、医療・看護、スポーツ、数理工系、情報系などいろいろな学生が関わることによって、それぞれの分野でこの課題に関わる社会課題の解決の方策を考えてもらえるような、大学全体でのプラットフォームに育てていきたいと考えています。

臼山 ありがとうございます。それでは、山川先生、いかがでしょうか。

山川 私はそこまで深く自治体の職員の方々と関わって

きているわけではありません。もちろん何回も会っていますが、当事者ではないので、どうしても研究者の視点ですから何とも言えませんが、いろいろな現場の方々に接していくと、SDGs という表現を使う人も使わない人もいる中で、いろいろなことに関心を持ち、それ解決していかなければいけないという認識は強まってきているように思います。それを「SDGs の枠組みだ」と言えば、そのような変化というのは明らかに起きていると思います。

臼山 ありがとうございます。現場の課題を SDGs という高い目標と関連付けるということで、問題意識と課題解決に向けての視点がより深く理解でき、具体的に対応できる力が付いていくというようなことかもしれません。

いずれにしても、SDGs への問題意識が高まれば高まるほど、恐らく、世界への視点、地域社会への視点、多文化共生の視点など、さまざまな視点の広がりが実感として出てくるのではないかと推測しています。

大変残念なのですが、16時45分に終わらなければならないこのパネルが既に15分過ぎております。そういうこともございまして、聴衆の方には誠に申し訳ないと思いますが、ちょうど17時になりますので、このパネル1の発表報告を終わりたいと思います。森先生、澤田先生、山川先生、本当にご多忙の中、今日のご発表を準備していただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、このパネル1の発表をお開きとさせていただきます。今日ご参加くださいました JXLP 関係の先生方、そして一般参加の皆様大変ありがとうございました。

日本言語政策学会第23回研究大会
(2021年6月、オンライン、協力：神田外語大学)
パネル発表：SDGsと言語政策
—地方自治体の多文化共生政策としての多言語対応を考える—

2025年3月21日初版発行

監 修 臼山 利信
編 集 梶山 祐治（主担当）、徳田由佳子
発 行 者 臼山 利信
発 行 所 筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト
(NipCA)」
茨城県つくば市天王台 1-1-1
Tel: 029-853-4251
E-mail: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp
Web: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>
印刷・製本 メディア情報株式会社



**筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト
(NipCA)」**

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学

Tel. 029-853-4251

E-mail: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp

Web: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>
